

令和元年6月宮崎県定例県議会
文教警察企業常任委員会会議録

令和元年6月19日・21日

場 所 第3委員会室

令和元年6月19日(水曜日)

出席委員(7人)

午前9時57分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 令和元年度宮崎県一般会計補正
予算(第1号)

○議案第6号 警察関係使用料及び手数料徴収
条例の一部を改正する条例

○議案第15号 第二次宮崎県教育振興基本計画
の変更について

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて(別紙1)
- ・平成30年度宮崎県繰越明許費繰越計算書(別紙3)
- ・平成30年度宮崎県公営企業会計(電気事業)予算繰越計算書(別紙5)
- ・平成30年度宮崎県公営企業会計(電気事業)継続費繰越計算書(別紙6)
- ・平成30年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業)継続費繰越計算書(別紙7)

○教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査

○その他報告事項

- ・高齢運転者の交通事故防止対策について
- ・新たな宮崎県企業局経営ビジョンの策定について
- ・企業局施設見学ツアーについて
- ・五ヶ瀬中等教育学校における入学者選抜について
- ・宮崎県スポーツ施設に係る指定管理者の第5期指定について
- ・令和元年度全国高等学校総合体育大会の開催について

委員 長	渡 辺 創
副 委 員 長	安 田 厚 生
委 員	蓬 原 正 三
委 員	井 本 英 雄
委 員	濱 砂 守
委 員	有 岡 浩 一
委 員	日 高 利 夫

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

警察本部

警 察 本 部 長	郷 治 知 道
警 務 部 長	大 塚 祥 央
警務部参事官兼 首席監察官	時 任 和 博
生活安全部長	河 野 重 定
刑 事 部 長	廣 澤 康 介
交 通 部 長	谷 口 浩
警 備 部 長	小 野 博
警務部参事官兼 会計課長	河 野 晃 央
警務部参事官兼 警務課長	福 永 光 宏
生活安全部参事官兼 生活安全企画課長	鍋 倉 幸 次
総 務 課 長	上 平 賢 一
少 年 課 長	宮 崎 俊 昭
生活環境課長	井 上 保 志
交通規制課長	日 高 靖 和
運転免許課長	日 高 好 章

企業局

企 業 局 長	冨 師 雄 一
副 局 長 (総 括)	野 口 和 彦

副 局 長 (技 術)	土 屋 喜 弘
総 務 課 長	奥 浩 一
経 営 企 画 監	田 原 充 生
工 務 課 長	森 本 誠 二
電 気 課 長	新 穂 浩 一
施 設 管 理 課 長	上 石 浩 博
総 合 制 御 課 長	楠 見 博

教育委員会

教 育 長	日 隈 俊 郎
副 教 育 長	亀 澤 保 彦
教 育 次 長 (教育政策担当)	川 越 淳 一
教 育 次 長 (教育振興担当)	黒 木 健 一
教 育 政 策 課 長	中 嶋 亮
財 務 福 利 課 長	本 田 潤 一
育 英 資 金 室 長	重 盛 俊 郎
高 校 教 育 課 長	児 玉 康 裕
義 務 教 育 課 長	東 宏 太 朗
特 別 支 援 教 育 課 長	酒 井 裕 市
教 職 員 課 長	黒 木 貴
生 涯 学 習 課 長	新 純 一 郎
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	萩 尾 英 司
高 校 総 体 推 進 課 長	米 丸 麻 貴 生
文 化 財 課 長	四 位 久 光
人 権 同 和 教 育 課 長	鎌 田 剛 史
図 書 館 長	中 原 光 晴
美 術 館 副 館 長	加 塩 美 昭
総 合 博 物 館 長	黒 木 義 博

事務局職員出席者

議 事 課 主 幹	関 谷 幸 二
議 事 課 主 任 主 事	三 倉 潤 也

○渡辺委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時58分休憩

午前9時59分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託をされました議案等について、本部長の概要説明を求めます。

○郷治警察本部長 おはようございます。警察本部長の郷治でございます。本日の常任委員会よろしく願いいたします。

渡辺委員長を初め委員の皆様には、日ごろから本県警察の運営に関しまして、深い御理解と御協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

本日、御審議をいただきます議案及び報告につきましては、警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例についての議案、損害賠償額を定めたことについて、平成30年度宮崎県繰越明許費繰越計算書についての報告事項と、その他報告事項としまして、高齢運転者の交通事故防止対策についてであります。それぞれ、担当部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

私からは、以上であります。

○渡辺委員長 本部長の概要説明が終了いたしました。次に、議案に関する説明を求めます。

○河野生活安全部長 議案第6号「警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」

について、お手元の資料に基づいて御説明いたします。

今回、警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例を上程する理由は、警察が所管しております各種の申請等に係る手数料を改正するためであります。

項目2に条例を改正する理由などを記載しておりますが、まず、警察における手数料について、簡単に御説明させていただきます。

警察を含む地方公共団体の手数料につきましては、(1)に記載しておりますとおり、国が、通称、標準令と言っております政令を定めて、それに全国の地方公共団体が準拠して手数料を定めて徴収しております。

次に、手数料の条例を改正する理由についてですが、(2)に記載しておりますとおり、本年10月1日に予定されている消費税の引き上げに伴い、手数料改正の必要が生じたためであります。

改正を行う手数料の選定につきましては、課税対象となる物件費等について消費税・地方消費税の税率引き上げによる影響の試算を行った上で、まず改正が必要な事務を抽出し、抽出した事務について直近の人件費や物件費等の変動を加味した試算を行い、現行の手数料と比較して増額が必要な事務を選定しております。

今回、改正される警察関係の手数料は別表のとおりで、風俗営業関係が3件、銃砲関係が3件、それから警備業関係が1件の計7件であります。

改正条例の施行予定日は、政令の施行日に合わせた本年10月1日を予定しております。

以上であります。

○**渡辺委員長** 説明が終了いたしました。議案に関する質疑がございましたら、お願いします。

○**有岡委員** 今回消費税の関係で改正されると

理解したんですが、どのような方法で銃砲刀剣類所有者ほか関係者に周知されるのか、お尋ねします。

○**河野生活安全部長** 銃砲関係、警備関係、風営関係については、公告を出して説明しておりますし、各種会合に担当者を行かせて、趣旨を説明し、広報しているところであります。

○**蓬原委員** この風俗営業、銃砲と警備業、それぞれ3件、3件、1件の手続きの対象となる店舗の数は何カ所ぐらいになるのでしょうか。

○**河野生活安全部長** 詳細な数については、今調べさせておりますけれども、特定風俗営業については1件です。

○**濱砂委員** この特定風俗営業は、相続と合併と分割に係る申請の費用に対する増額ですか。

○**河野生活安全部長** 該当する項目としましては、相続承認申請と合併承認申請、分割承認申請の手数料であります。

○**濱砂委員** 手数料の税額を2%上げると。

○**河野生活安全部長** そういうことです。

○**井本委員** 特定遊興飲食店営業は、ほかにもいろいろあるわけですか。

○**河野生活安全部長** 特定遊興飲食店営業は、今、都城に1店舗だけが該当しており、歌をかけてダンスを踊ったりするところであります。

○**井本委員** 種類は幾つで、普通の飲み屋さんは何になるのですか。

○**河野生活安全部長** 皆さんがよく利用するお店は、深夜飲食店営業と風俗営業、この特定遊興飲食店とに分かれているんですけれども、深夜飲食店というのは要するに接客業をしないところで、普通、酒類の提供だけをする。風俗営業は、接客行為が出てきたりします。ダンスをするとかいうところが特定遊興飲食店と御理解いただければと思います。

○渡辺委員長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 次に報告事項に関する説明を求めます。

○大塚警務部長 令和元年6月定例県議会提出報告書の損害賠償額を定めたことについて御報告させていただきます。

お配りしております資料の表紙の裏面をごらんください。

2の(2)と(3)に「平成30年」という表記があると思いますが、それは「令和元年」の誤りでありますので、訂正しておわび申し上げます。

今回、御報告させていただきます県警における損害賠償事案としましては、交通事故が4件ございます。これら4件は、お手元の報告書4ページの5件目から8件目に表記されている事案になります。

それでは、4ページの5件目の交通事故の概要について御説明いたします。

この事故につきましては、平成30年6月25日の午前10時44分ごろ、宮崎市内の路上におきまして、運転免許課の試験官が同乗の上、一般人の受験者が大型貨物車の路上技能試験を受験中、受験者が交差点を左折する際ハンドル操作を誤り、自己車両の右側後部を第2車線に進出させたことから、第2車線を走行していた相手車両の左側部に接触したものです。

事故の原因につきましては、受験者の安全不確認とハンドル操作の誤り、相手方の安全不確認によるものと思料され、過失割合につきましては県側が80%、相手方が20%となっております。

この事故により相手方の車両につきましては、左後部のフェンダー部分等の修理が必要とな

り、62万6,400円の損害額が生じ、相手方に対しては、過失割合に応じた損害賠償金として、県警の任意保険から50万1,120円を支払っております。

公用車両につきましても、右リヤガセット等の修理が必要となり、4万2,066円の損害額が生じておりますが、相手方の任意保険から過失割合に応じた損害賠償金として8,413円を受領し、残りの3万3,653円を県費で補填しております。

次に、4ページの6件目の交通事故について御説明いたします。

この事故につきましては、宮崎北警察署の警察官が、平成30年9月10日の午前11時40分ごろ、宮崎市内のT字路交差点を公用バイクで走行中、左方道路から自転車が進入してきたのを認め、急制動措置を講じるも間に合わず、自転車の前輪に自車を衝突させたものです。

原因につきましては、警察官に安全不確認・徐行不履行、相手方に安全不確認の過失がそれぞれあったものと思料され、過失割合については、県側が70%、相手方が30%となっております。

この事故により、相手方の自転車については、前輪等の修理が必要となり、1万678円の損害額が生じ、相手方に対しては、過失割合に応じた損害賠償金として、県警の任意保険から7,475円を支払っております。公用バイクには、修理を要する損傷の発生がありませんでした。

次に、4ページの7件目の交通事故について御説明いたします。

この事故は、特別機動警察隊の警察官が、平成30年10月18日の午前9時ごろ、宮崎市内の路上において走行中、対向車を認めたことから、車両を道路左側に寄せハンドルを切り返したところ、車両後部に取りつけていた防護網が道路

に設置してあるカーブミラーに接触したものです。

事故の過失割合については、カーブミラーに対する接触事故であるため相手方に過失はなく、原因については、警察官の安全不確認とハンドル操作の誤りによるものと思料されます。

カーブミラーは鏡面等の修理が必要となり、7万1,000円の損害額が生じ、県警の任意保険から全額を支出しております。公用車両は、修理を要する損傷の発生がありませんでした。

次に、4ページ8件目の交通事故について御説明いたします。

この事故は、都城警察署の警察官が、平成30年11月20日の午前8時27分ごろ、都城市内の交差点において、相手方車両に続いて一時停止し、その後相手方車両が前進したことから、そのまま相手方車両が交差点を進行するものと誤判断し、見通しの悪い左方を注視しながら前進したところ、相手方車両が交差点手前で停止したことに気づくのがおくれ、車両を追突させたものです。

事故の過失割合については、相手方が停止中であつたので、相手方に過失はなく、事故の原因については、警察官の前方不注視と安全不確認によるものです。

相手方の車両は、リヤバンパー等の修理や修理の間の代車が必要となり、13万8,294円の損害額が生じ、県警の任意保険から全額を支出しております。公用車両は、フロントバンパー等の修理が必要となり、3万2,400円の損害が生じ、全額県費で補填しております。

以上の4件が損害賠償事案になります。

県警では、公用車を運転する全職員がさまざまな警察活動で求められる運転技能や知識を十分に発揮できるよう公用車運転適格審査制度を

設けるなど諸対策を講じております。しかしながら、今回の報告のとおり、損害賠償を伴う事案の発生が継続している現状があります。

交通指導取り締まりを責務とし、交通法令を遵守すべき警察職員による交通事故の発生は、県民の信頼を損なうことにつながりかねないものでありますし、県警としては、一層、気を引き締めて諸対策を推進し、職員による交通事故の絶無に努めてまいります。

以上で損害賠償額を定めたことについての御報告を終了いたします。

次に、報告事項、平成30年度宮崎県繰越明許費繰越計算書につきまして御説明いたします。

お手元の令和元年6月定例県議会提出報告書の16ページをごらんください。

警察本部の平成30年度の繰越明許費は、交通安全施設整備事業、翌年度繰越額5,224万6,000円でございます。

本事業は、交通の安全や交通環境の改善、交通事故防止、あわせて交通の円滑を確保するため、交通安全施設等の整備を総合的な計画のもと行う事業であります。

今回繰り越す事業につきましては、平成30年度2次補正、国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に伴い、大規模災害発生時に重要なインフラの機能を維持するための対策として、停電時に自動的に発動発電機が作動し、信号機等に電気を供給することができる信号機電源付加装置20基を更新・整備する事業であります。

なお、平成30年度中に整備を完了するには工期が不足するため、さきの2月議会におきまして予算の繰り越しの承認をいただきまして、令和元年度に予算の繰り越しを行いましたことから、地方自治法施行令第146条第2項に基づきま

して報告するものであります。

以上であります。

○渡辺委員長 報告事項についての説明が終了いたしました。質疑はございませんでしょうか。

○濱砂委員 県警の車両の任意保険料は、総額で幾ら掛けるものなんですか。

○河野会計課長 車両の任意保険につきましては、四輪が749台、二輪車が262台、合計で1,011台ありますが、今年度予算で約400万円を措置していただいております。保険の中身は、対人賠償が最高で1,000万円、対物賠償が最高で100万円でございます。

○濱砂委員 400万円の掛金で損害補償をするわけですが、保険で支払いをした場合は、一般の保険のように割引があるんですか。私どもが入っている一般の保険でしたら、無事故の場合は減っていきますが、損害が発生した場合には、そういった影響があるんですか。

○大塚警務部長 毎年一般競争入札で契約しており、前年度の交通事故の発生状況も踏まえ、業者が応札されるものですから、金額は事故の発生状況により毎年変動しております。

○蓬原委員 保険ではなく、県費からという説明があったと思いますが、県費から出しているものもあるということですか。

○大塚警務部長 相手方の車両が損傷した場合は、県警が契約しております保険から支払いますが、警察の車両につきましては、相手方に非がある場合は、一部相手方の保険から補填されますけれども、それ以外の部分については、県警の予算で修理を行うこととなります。

○蓬原委員 ということは、10・0の場合がありましたね。それは幾ら県費が出たんですか。

○大塚警務部長 一番最後に御報告させていただいたリヤバンパーを損傷した事案につきまし

ては、公用車両のフロントバンパーの修理が必要になりましたので、3万2,400円を県費で修理しております。

○井本委員 求償権が発生していると思うけれど、どのように処理されているのか。

○大塚警務部長 公用車による交通事故で生じた損害賠償金の求償については、県が定めております求償基準に基づいて求償することになっております。今回の交通事故につきましても、県警の賠償事案審査委員会と県の賠償等審査会において審査されまして、事故の原因については、故意または重大な過失によるものではないということで、事故を起こした当該職員に賠償額を求償する予定はございません。

○日高委員 4件報告がありましたが、該当する職員は、何らか処分の対象になるんですか。

○大塚警務部長 よく新聞報道等で懲戒処分が広報されている事案を目にされることがあるかと思いますが、これらの事故を起こした職員につきましては、懲戒処分ということではなく、所属長による口頭嚴重注意を行っております。

○蓬原委員 16ページの繰越明許費ですが、信号の能力の質問ですけれども、大きな津波等で停電があった場合、何時間ぐらい電源が維持できるものなんですか。

○谷口交通部長 電源付加装置には2つのタイプがあり、1つが燃料を入れて自動的に発動するもので、もう1つがバッテリー式のもので、バッテリー式で5、6時間、燃料式で24時間が限度です。

○蓬原委員 燃料式はどんどん燃料をつぎ込んでいけばいいでしょうけど、バッテリー式は電源が回復しない限り、5、6時間で使えなくなるという理解ですかね。

○谷口交通部長 バッテリー式は充電対応です

ので、充電で賄えますが、今御心配されたとおり、電源が復旧しなければ充電できません。

○大塚警務部長 リチウムイオンのバッテリー式の電池につきましては、電気の瞬断に非常に強く、一時的に停電になって、また復旧する——よくあるのが雷が落ちたときに非常に強いものですので、県警としましては停電の発生状況などを踏まえて、バッテリー式にするか燃料式にするかを判断して整備しております。

○蓬原委員 イメージとしては、長い停電については、発電機方式というかガソリンで動くものの、瞬時に短期間で電気が落ちる場合についてはバッテリー式で、それらを場所によって使い分けるといえることですか。

○谷口交通部長 現在、県内に電源付加装置が必要な交差点は、基準に沿って199カ所を抽出しております。そのうち主要交差点の118基は、既にバッテリー式か燃料式のものを設置しております。ことしの繰越明許費の20基等を付加しますと約70%の整備率で、割合からすると、燃料式のほうが多く設置されております。

○日高交通規制課長 補足しますが、現在118カ所に電源装置をつけておりますが、その中で106基がエンジン式で、12基が電池式です。警察庁の方針では、どちらかと言うとエンジン式を付けるという流れです。

また、タイムラグがあるという話がありましたが、エンジン式でも停電を3秒で感知して7秒で発電し、約1分で送電を開始します。非常に性能もよくなってきておりますので、エンジン式を今取り入れている状況にあります。

○渡辺委員長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○谷口交通部長 高齢運転者の交通事故抑止対策について御報告申し上げます。

本日は最初に本県の交通事故情勢を簡単に説明し、次に安全な道路交通のための運転免許制度を説明します。最後に高齢運転者対策を説明いたします。

第1項目の交通事故情勢について説明いたします。今回は、後期高齢者を中心に説明しますので、以後特別な断りがない限り「高齢者」と表現した場合は後期高齢者のことだと御理解ください。過去5年間を全国と本県で比較し、最後に本県のことしの現状について触れます。

まず(1)の全国です。配付資料の全国グラフをごらんください。高齢運転者による昨年原付以上の死亡事故件数は、75歳以上で460件、80歳以上で252件が発生し、死亡事故件数中の14.8%を占めました。図の中の赤色折れ線グラフのとおり、高齢者による死亡事故占有率は増減を繰り返しながら増加傾向にあることがわかります。高齢者の免許保有者数が増加していくことを考慮すると、さらなる占有率の上昇が予想されます。

同じ資料の右側をごらんください。高齢運転者による死亡事故を免許人口10万人当たり換算したものです。全体的には減少傾向にあるものの、昨年を見ますと、黄色折れ線が示しますとおり75歳以上の8.2件は、青色折れ線が占めます75歳未満の3.4件に比べ2.4倍の高さで発生しております。

さらに赤色折れ線が示す80歳以上の11.1件は、75歳未満に比べ3.3倍という高い発生件数であることがわかります。

次に、本県の状況です。配付資料の次のページの宮崎県のグラフをごらんください。

母数が少ないため全国との統計的比較は難し

いので、傾向的なイメージということで御理解ください。

昨年の原付以上の死亡事故は31件あり、75歳以上が6件、80歳以上が3件で全死亡事故件数中の19.4%を占めました。過去5年間の全死亡事故件数で見ますと、203件中39件が高齢者による死亡事故となりますから、実に19.2%の占有率という結果となりました。母数を拡大した過去5年間の統計上からも、本県高齢者による死亡事故占有率は高いことがわかります。

同じ資料の右側を見てください。免許人口10万人当たり換算した本県の高齢者による死亡事故件数です。昨年75歳以上による死亡事故が8.3件、80歳以上が8.9件で、75歳未満の3.7件に比べ2.4倍高いことがわかります。

最後に本県の本年の状況です。もとの資料に戻っていただきたいんですが、(3)の下にある帯グラフをごらんください。本年に入り昨日現在で17件17名の方が亡くなりました。後期高齢者によるものが3件で、全事故の17.6%を占めています。ここでの注目点は、帯グラフの青から右側に位置する65歳以上の運転者による11件の死亡事故です。全死亡事故中64.7%を占めております。

さらに、青色と黄色の部分は、65歳以上75歳未満の方による死亡事故です。合計すると8件で全死亡事故の47%を占めており、他の年齢層に比べ最も多い発生件数となっております。この点からは、本県の特徴として65歳以上75歳未満の多くの方が車で移動されている実態が浮かび上がります。

それでは、第2項目、安全な道路交通のための免許制度に移らせていただきます。道路交通上、悪質、危険な運転者を道路交通上から排除することで、安全な道路交通を確保していると

ころですが、そのうちの免許制度を簡単に説明します。

運転免許制度は、道路交通における公共の安全を守ることを目的に、大きく行政処分、講習、試験の3つの業務を行っております。以下、行政処分と免許更新について説明いたします。

(1) 点数制度による行政処分は、交通違反や交通事故に一定の点数を付加し、その累積点数に応じて免許の取り消し、停止処分を行い、悪質、危険なドライバーを早期に排除する制度です。例えば、東京都東池袋での高齢運転者による死亡事故の場合、報道によりますと、運転者を欠格期間3年の免許取り消し処分にしたとあります。これが点数制度による行政処分の例でございます。

(2) 点数制度によらない行政処分とは、実際に運転をしていなくても、将来自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがある者、例えば麻薬覚醒剤の使用者、暴走行為を反復継続する者、無免許、飲酒運転の幫助・教唆など重大な違反を唆す者は、危険性帯有者として免許停止処分の対象となります。このほか、認知症やてんかん等の病気により、免許の取り消し、停止処分を行う場合もございます。

(3) 行政処分件数につきましては、昨年本県で478件を免許取り消し処分とし、1,586件を免許停止処分としました。取り消し理由のうち約5割が飲酒運転によるもので、約3割が一定の病気によるものです。

なお、危険性帯有者として3名を免許停止処分としております。

(4) 免許更新制度を説明いたします。免許証は71歳以上、違反運転者、取得5年未満の者を除き5年が有効期間です。免許を更新するた

めに、期間満了前に適性検査、更新時講習の受講と、さらに年齢を問わず全員が一定の病気等の症状に関する質問票に必要事項を記載し、提出しなければなりません。虚偽報告は1年以下の懲役または30万円以下の罰金に処されます。

運転に自信のない方、一定の病気の方などは、更新時の質問票へ記入していただくと、適性相談窓口で専門の看護師が対応し、病状聴取、身体の障がいの個別聴取、病院への受診勧奨、自主返納の推奨等、個人に応じた支援が行われます。この適性相談は、更新時以外でも利用可能で、加齢に伴う身体機能の低下、一定の病気等で運転に不安のある方、これらの御家族など誰でも利用できます。昨年1年間に新たに1,869件の適性相談を看護師が受理しております。

相談の結果、安全運転への支障が認められる場合は、御本人の主治医に臨時適性検査をしていただくか、指定医師のもとで受診していただき、診断結果いかににより、聴聞手続を経た後、免許の取り消し、停止処分が行われます。昨年は210名に対し聴聞を行い、143人を取り消し、67人を停止処分としました。

(5) 高齢者の免許制度を説明します。70歳以上になると高齢者講習を受講しなければなりません。75歳以上では、高齢者講習の前に認知機能検査を受け、その結果、第3分類と判定された方は2時間の高齢者講習を、第1分類、第2分類に判定された方は3時間の高齢者講習を受けなければ免許更新を行うことができません。

75歳以上の方は、認知機能検査結果で、記憶力・判断力が低くなっていると判定された第1分類の方、記憶力・判断力が少し低くなっていると判定された第2分類の方、記憶判断力に心配ありませんと判定された第3分類の方にそれぞれ分類されます。

第1分類に判定されますと、本人の主治医または専門医のもとで診断書を書いてもらうこととなります。認知機能検査は何回でも受験できますので、第1分類から外れるまで複数回受験される方もおられます。

第1分類に判定され、医師の診断結果で認知症と診断されれば、免許の取り消し処分となります。診断の結果、6カ月以内に認知症が回復する見込みがあれば6カ月の停止処分とされますが、最終的に医師から認知症ではないと診断されない限り、免許を継続することはできません。

また、75歳以上の高齢者が信号無視、一時不停止、逆走など18の基準行為の違反をすれば、臨時の認知機能検査を受けていただき、認知機能の衰えを審査していただきます。

昨年、臨時認知機能検査を含む認知機能検査を受けられた方は延べ2万9,397人おまして、そのうち第1分類に判定された方は824人、約2.8%です。第1分類とされ、最終的に運転を断念されるに至った方は276人で、第1分類に振り分けられた方の実に33.4%の方が、自主返納、更新しないままの免許失効、認知症による取り消し処分などで運転を断念されております。これらの結果からも、認知機能検査が道路交通上の安全弁として機能していることがわかるかと思えます。

それでは、項目3の高齢運転者対策に移ります。

(1) 情報連絡同意書制度につきましては、免許証を自主返納された高齢者の同意のもと、氏名・住所などの個人情報を市町村や地域包括支援センターに提供し、活用していただくという行政機関の組織横断的協働による返納支援でございます。

免許証を返納しやすい社会環境をつくるためには、返納後の生活不安の払拭が必要です。我々の情報を有効に活用していただくために、昨年2月に同意書制度を開始しましたが、開始当初の30%台の同意率から現在は50%台へと上昇しました。今後も同意率が上がるよう啓発活動を推進してまいります。

なお、この制度を利用した包括支援センターの職員が返納者宅を訪問した結果、バス・タクシーの補助制度、買い物支援などが行え、返納者の安心につながったとの事例を拝聞しております。

(2) 動画KYTシステムです。これは動画を見ながら瞬時に認知・判断を求める危機予測教育機材の呼称で、コンピューターグラフィックを見ながら危険な状況、場所でボタンを押してもらいます。その後、参加者全員で討議するなど、参加体験型の講習を行うことができます。

一度に五、六十人の受講も可能で、高齢者にKYTを体験していただき、自身の判断能力の衰えを自覚してもらう契機として、高齢者団体などでの講習に活用しております。

(3) 安全運転サポート車の普及活動支援につきましては、安全運転支援装置が事故防止に有効なことから、自販連、JAFなどと協働し、昨年度、宮崎免許センターの試験場を開放し、安全運転サポート車の体験試乗会を支援いたしました。ことしも各企業の賛同が得られましたので、9月からの実施を予定しております。

(4) 制限運転につきましては、高齢者の運転継続という視点での取り組みを紹介させていただきます。警察の基本方針は、さきに本部長が県議会で答弁したとおり、運転に不安のある高齢者に対しては免許返納を勧めております。しかし、高齢運転者の加齢による衰えは一律で

はなく個人差が大きいこと、さらには運転と生活を切り離せない高齢者が多数おられ、居住地域によっては免許返納が進まないところもございます。

そこで、他県が取り組みを始め、本県でも一部地域で取り組みが始まりました制限運転宣言について紹介させていただきます。

写真にありますのは、延岡の美々地地区いきいきサロンの11名です。74歳から85歳までの平均年齢80歳が、延岡市交通政策課長と延岡署交通官に対して、「制限運転をしますよ」という自主宣言をしていただいたときの様子でございます。宣言に法的拘束力はありませんが、事故の起きやすい時間帯や場所での運転は控える、無理はしない、運転を過信しないなどという、運転者自身が運転を制限することを内容とした宣言をしていただきました。

海外には、法的に制限された免許制度を有する国もあります。オーストラリアニューサウスウェールズ州では、75歳以上の運転者全員が、毎年、診断書を提出しなければ運転ができません。

また、85歳以上になると、自宅を中心とした半径5キロ以内とか、時間帯の限定とか、運転条件が裏書きされた制限免許を選択するか、または路上での実車試験に合格し、それまでどおりの普通免許とするかの選択をしなければなりません。75歳以上の毎年の医療審査と85歳以上の制限免許の導入により、高齢者の交通事故は3割減少したそうです。

けさの新聞報道によりますと、政府は、高齢者向けの運転免許の創設、安全機能の充実した車の普及など、交通安全確保に向けた緊急対策を決定したとありますが、これらの新たな制度が導入されるまで、例えば写真にあるような美

々地地区のように制限運転宣言を広げていくとか、さらに進化させ、制限運転宣言者に対しては、毎年の健康診断を補助対象にするなど、関係機関・団体等との協働による取り組みも可能ではないでしょうか。

当委員会で、海外の高齢者免許制度を視察、調査していただき、本県の地域事情に適合可能な高齢者対策を検討していただければ幸いです。

本日は道路交通上から危険運転者の免許を取り消し、停止処分にすることで、安全な道路交通社会を実現している制度を説明し、次に関係機関・団体等の協働している現状を説明しました。最後に、外国の高齢者免許制度の紹介とあわせて、本県での取り組み、可能性についても申し上げました。

近年、減少傾向にある交通事故ですが、その一因に制度面の抑止機能が上げられます。しかし急激に変化する社会、特に交通社会では、現行制度では十分補えない、例えばアクセルとブレーキの踏み違い、認知症の急激な進行、加齢に伴う判断力、運転操作能力の衰えなど、制度面での整備が追いつくまで、何らかの対策が必要かと思われまます。

県警としましては、伝統的な安全教育・啓発活動、交通指導・取り締まり、交通規制、また交通事故分析をもとに、さらには地域の実情を考慮した警察活動での対応を基本的方針としつつ、我々だけでは完遂できない専門的知見が必要な領域につきましては、関係する行政機関、民間業者などとの連携、協働を行うことで、より効果的な総合的な交通安全対策を推進し、県民の安全・安心を確保してまいり所存でございます。

県民の理解、そして当委員会の皆様方の理解を得ながら、本年も交通事故の抑止に取り組ん

でまいりますので、どうか御協力をよろしくお願いいたします。

以上であります。

○渡辺委員長 その他報告事項についての説明が終わりました。委員会の調査活動への御提案もありましたけれども、質疑がございましたらよろしくようお願いいたします。

○井本委員 美々地地区以外で同様の取り組みはあるのか。

○谷口交通部長 現在、日之影町及び美郷町で宣言する動きがあります。

○井本委員 広げていくつもりでやっているんでしょうね。ぜひとも広げていただきたい。

○安田副委員長 今、美郷町の話が出たんですが、美郷町は高齢者率が大変高いと思われますけれども、車の保有者数や事故件数は、近隣の市町村と比べたらどうでしょうか。

○谷口交通部長 手元に資料がございませんので、詳細な件数等について申し上げられませんが、県下では高いと伺っております。

○安田副委員長 車の保有者数が多いと、運転者数も多いのですか。

○谷口交通部長 先ほど高齢者の65歳から75歳までの死亡事故が非常に多いと申し上げたんですが、同様の傾向があります。

○井本委員 自分が認知症かどうかは、更新のときしか調べられないんでしょうか。更新時期じゃないけれど、調べられる制度はあるんですか。

○谷口交通部長 基本的には更新時もありますけれども、先ほど説明にもありましたが、適正相談のところに、御家族とか、具体的な例を申しますと、駐在所に住民の方から「あの方ちょっと危ないんじゃないですか」という相談を受けて、受診を勧めることも多いです。

○日高運転免許課長 参考までに美郷町の免許保有者は3,719名、その中で65歳以上の高齢運転免許者は1,656名で、かなり高い割合になっております。

○安田副委員長 先ほど、駐在所と地域の方とのコミュニケーションの中で、免許返納のアドバイスをすと言っていたんですけども、門川町は交番の方が1年に1回、名前も顔も覚えなままに次の方が入ってくる状況です。地域に密着した警察活動とありますが、どうにかならないのでしょうか。

○谷口交通部長 人事異動については、私の所管外ですのでお答えできませんが、ただ、先ほど同意書制度の話を申し上げました。これは地域包括支援センター等に状況をお知らせするんですが、同様に地域の警察官に対しても知らせ、各戸訪問してくださいとの指示も出しておりますので、地域警察官の一般的な警察活動の中で、カバーしていきたいと思っております。

○蓬原委員 運転サポート車は、大体どのような機能がついているのか参考までに教えてください。

○谷口交通部長 サポート車には、自動ブレーキや車線を逸脱した場合の警告、急にアクセルを踏んだときの制動や、自動でアップライト、ダウンライトするもの等がございます。

○日高運転免許課長 昨年7回、免許センターを開放して試乗会を行ったんですけど、メーカーでいろいろと違うんですが、ペダルの踏み間違い時の加速抑制措置と自動ブレーキという2つの主な機能について、十分説明できたかと思えます。

○蓬原委員 この運転サポート車であれば、最近起きている、スピードが上がってぶつかったという事故は防げたと理解していいですか。

○谷口交通部長 先ほど、けさの報道に若干触れましたけれど、その機能がどの程度効果を発揮するのかについては、現在調査・研究が進められている段階と存じております。

○蓬原委員 ソフトとハードがあると思うんです。制限運転や認知検査による返納は、いわゆるソフトの部分ですよ。あとはハードの部分でいかに防げるかということに注力も必要。そこはメーカーに頼るしかないけれど、交通上の安全を確保するという警察の立場から、本当は警察庁になるかもしれませんが、いわゆるフィードバックというか、メーカーに対して、こういう機能があるともっと防げるよといった提言など、動きは何かあるんですか。

○谷口交通部長 県警レベルでの話ではないんですが、警察庁レベルになりますと、専門部会で、例えば高齢者事故抑止対策のための専門委員会——名前は正式ではございませんが、そこでこのような装置が必要という事故分析結果が出ておりますので、それをもとにしているようでございます。

○蓬原委員 この前81歳の高齢者の方の車が急発進して、隣に同乗されていた奥様がシートベルトを外しておられたので、もしかすると体に異常を来して右足を踏み込んでおり、それを外そうとしたのではないかという解説もありました。

例えば、助手席や後ろの席に乗っている場合、その席から非常停止の装置があると、強制的に電源切ってしまうわけですから、こういうものを設計するとき、いわゆるフェールセーフ——動くものは非常事態が来た場合には安全側に制御しなければいけないという設計思想があり、だから原発は非常にお粗末だったなと思っているんですけど。

自動車の場合も、一人だけではなくて、隣にいる人、後ろに乗っている人がいたのであれば、異常と判断したときに、非常停止を押すととまるような機能はないのかと思っているので、そんなフィードバックは現場からされていないのか。県警レベルというか、メーカーとの連携とっていますが。

○谷口交通部長 今のお話は非常に参考にさせていただきたいと思います。実は自販連とかJAFとか、アンオフィシャルな部分での会話の中では県警レベルでも話をしております。

先ほど出ました助手席から自動でとまる車は、海外には既に装備されていますが、日本にはまだないと承知しております。

○有岡委員 一般道で4車線以上の道路ですが、交差点で逆走してくるもみじマークの車があるんですね。なかなか対応策は難しいと思うんですけども、特に高低差がある上りの交差点の場合は恐らく視野が狭いから曲がってしまうだろうと思うんですが、例えばこの講習会の中でそういった話をするなどの対策をとっていただければありがたいと思っております。時折遭遇するものですから、よろしく願います。

○大塚警務部長 先ほど安田副委員長からお話がありました人事配置の件ですが、県警では、御指摘のありましたように地域に密着した警察活動が行えるよう配慮した人事配置は行っておりますけれども、例年、春と夏の年2回適材適所の人事配置による職場の活性化や長期滞留者や長期単身赴任者の解消を図ることも目的として定期的に人事異動も行っておりますので、その点も御理解いただければと思います。

○濱砂委員 海外でのサポート車の話が先ほどありましたけれども、一番進んでいる国はどこですか。

○谷口交通部長 ボタンを押したらとまるという話ですが、ドイツ車の某有名メーカーだったと思います。

○濱砂委員 先ほどオーストラリアの話も出ましたけれども、近隣の国では、どこあたりが一番発展しているのでしょうか。

○谷口交通部長 現在そういった比較が手元にございませんでわからないのですが、ただ政府のほうで、新車については安全運転技術の装着率を高めるとなっておりますので、それを期待しております。

○渡辺委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、その他で何かございませんでしょうか。

○井本委員 この前、警官の銃を奪った事件は、よく犯人が捕まったなと思う。あのときもですが、このごろ活躍するのは防犯カメラで、捕まえたのはいいんだけど、結局全ての人間が監視される時代になったのかと、ちょっとその辺が心配。いわゆる監視国家じゃないけれど、そんな世界になっている。

あのようなときは民間のものを恐らく借りて調べていると思うんですけども、そういう場合は、裁判所の許可のもとにやっているんですか、それとも単なる任意調査でやってるんですか。

○河野生活安全部長 宮崎県警が設置している防犯カメラはありません。我々が把握しているのは、地域警察官が自分で警らをしたり、立番をしたりするときに、毎年調査するようになっています。

記憶によると、2,500カ所で2万8,000台ぐらいと把握していますが、これは犯罪捜査で利用するものではなく、防犯でお願いをしているわ

けです。ですから、捜査に活用する場合は、管理者の承諾を得て、見させていただくことになっております。

○井本委員 簡単に言えば、そもそも令状はないということですね。令状がなくても民間の協力で提出してもらっているということですか。

○河野生活安全部長 実務的にはそうしております。

○有岡委員 包括外部監査の中で見させていただきました、大塚台の西警察署宿舎が利用されていないという話がありますが、こういった財産をうまくコントロールしていただき、やはり今利用している職員の皆さん方の官舎の整備にもっと力を入れ、活用していない財産の処分についても総合的に検討して、財政とも打ち合わせしていただけるとありがたいと思っております。

○大塚警務部長 ただいま御指摘のございました包括外部監査の対象となりました大塚台警察官待機宿舎A棟と大塚台職員宿舎B棟については、本年6月1日現在で入居者ゼロとなっておりますが、この宿舎周辺に隣接して建設されております知事部局と教育委員会所管の職員宿舎もありまして、財産総合管理課において、これらを集約する方向で計画していると伺っております。近々この2つの職員宿舎については、財産総合管理課に所管がえの手続を行う予定であります。

この2つの宿舎が、入居率が低かったのは、警察本部や宮崎北警察署、南警察署から少し距離が遠いことで、他の宿舎と比べて入居率が低かったりとか、宮崎市内に自宅を構えている職員もだんだんふえてきているものですから、入居者がゼロになっていたという状況でございます。

○河野生活安全部長 防犯カメラの設置箇所と設置台数ですが、県警で把握しているのは、設置箇所が大体1,800カ所、台数が2万5,000台ぐらいを把握しております。これはあくまでも防犯目的ですから、捜査に必要な場合は、その犯罪の危険性とか重大性を鑑みてお願いしているところであります。

○渡辺委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上をもって警察本部を終了いたします。大変お疲れさまでした。暫時休憩いたします。

午前11時6分休憩

午前11時11分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

本委員会への報告事項等について、企業局長の概要説明を求めます。

○凶師企業局長 企業局でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、本日、御報告いたします項目につきまして御説明をさせていただきます。座って説明をいたします。

お手元に配付しております文教警察企業常任委員会資料の目次をお開きください。

今回、企業局は議案はございませんが、提出報告書関係が3件、その他報告事項が2件、合計5件でございます。

まず、1の提出報告書関係であります。平成30年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算繰越計算書、平成30年度宮崎県公営企業会計（電気事業）継続費繰越計算書、平成30年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）継続費繰越計算書の3件でございます。これらは、平成30年度予算に計上いたしました経費のうち、今年度

に繰り越したものにつきまして、地方公営企業法第26条第3項及び同法施行令第18条の2第1項の規定により御報告するものであります。

次に、2のその他報告事項でございますが、1件目は、宮崎県企業局経営ビジョンにつきまして、今年度、新たな経営ビジョンを策定いたしますことから、その概要につきまして御報告させていただきます。

また、2件目は、企業局の発電所及び工業用水道施設で実施しております、施設見学ツアーにつきまして御報告させていただきます。

詳細につきましては、担当課長より説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○渡辺委員長 企業局長の概要説明が終了いたしましたので、次に報告事項に関する説明を求めます。

○奥総務課長 お手元の委員会資料の1ページをごらんください。

まず、平成30年度宮崎県公営企業会計（電気事業）に係る予算繰越計算書であります。

まず、上の表、建設改良費の繰越額の表をごらんください。左から資本的支出、建設改良費のダム施設整備事業であります。これは、多目的ダムの管理者であります県土整備部が行うダム施設の改良工事等に対しまして、企業局が事業費の一部を負担するものであります。

一番右の列の説明にございますとおり、事業主体である県土整備部が関係機関との調整に日数を要したことなどによりまして予算の繰り越しを行うことから、企業局におきましても、これにあわせて予算を繰り越したものであります。

表の左から4列目の平成30年度の予算計上額は4億3,644万円としておりまして、その右、そのうち年度内の支払い義務発生額は1,729

万4,741円で、翌年度への繰越額はその横、2億2,657万3,752円であります。予算計上額から支払い義務発生額と翌年度繰越額を差し引きました額は、右から3列目の不用額でございます1億9,257万1,507円であります。この不用額につきましては、事業主体であります県土整備部において、国の予算が要望額どおり確保できなかったことによるものであります。

なお、事業の完成は、令和2年3月末を予定しております。

続きまして、その下の表、営業費用の事故繰越額の表をごらんください。左から事業費、営業費用の渡川発電所水圧鉄管塗装工事であります。これは、渡川発電所へ水を送水する水圧鉄管につきまして、前回の塗装工事から12年が経過しており、経年劣化のために塗装の塗りかえ工事を行うものであります。一番右側の列の説明にございますとおり、工事現場におきまして仮設工の工法を変更する必要が生じ、工程におくれが生じたことから予算の繰り越しを行ったものであります。

左から4列目の平成30年度予算計上額は5,245万4,000円としておりましたが、このうち4,721万1,866円を繰り越したものであります。予算計上額から翌年度繰越額を差し引いた額は、右から3列目の不用額524万2,134円であります。

なお、工事は、令和元年5月31日に完成いたしました。

それでは、2ページをお開きください。

平成30年度宮崎県公営企業会計（電気事業）継続費繰越計算書についてであります。

まず、表の1段目の資本的支出、建設改良費の渡川発電所発電設備一括更新工事であります。

この工事は、渡川発電所が運用開始から60年以上が経過し、主要機器及び基礎部に老朽化が

見られるため発電設備の更新を行うものであり、平成29年度から令和3年度までの5カ年の工事であります。

継続費の総額は、左から4列目30億3,564万円で、平成30年度予算計上額1億5,440万円に前年度からの繰越額5,704万円を加えた予算現額といたしましては、計にございますとおり2億1,148万円としておりまして、支払い義務発生額6,866万5,543円を差し引きました残額1億4,281万4,457円を繰り越しております。

続きまして、2段目の資本的支出、建設改良費の上祝子発電所自動制御装置更新工事であります。

この工事は、設置後20年以上が経過している上祝子発電所の自動制御装置の更新を行うものでありまして、平成30年度は、発電機の自動制御装置の設計・製作を行い、令和元年度は、製作、据えつけ、試験調整及び検査を行う2カ年の工事であります。

継続費の総額は左から4列目7,354万9,000円で、平成30年度継続費予算現額といたしましては、計にございますとおり653万4,000円としておりましたが、年度内の支払い義務は発生しなかったことから、その全額を繰り越しております。

それでは、3ページをごらんください。

平成30年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）継続費繰越計算書についてであります。

この継続費の繰り越しにつきましては、上の表と下の表、いずれも事業名にございますとおり工業用水道施設高速凝集沈殿池設備更新工事が対象でございますが、上の表の事業費の営業費用の繰り越し分と下の表の資本的支出の建設改良費の繰り越し分とに分かれております。

この工事は、運用開始から50年以上が経過し、

老朽化が見られる高速凝集沈殿池設備を更新するものでありまして、平成30年度から令和2年度までの3カ年の工事であります。

まず、上の表の事業費、営業費用につきましては、老朽化した既存の高速凝集沈殿池設備を取り除くための除去費用であります。

継続費の総額は、左から4列目3,024万円で、平成30年度継続費予算現額といたしましては、計にございますとおり756万円としておりましたが、年度内の支払い義務は発生しなかったことから、その全額を繰り越しております。

次に、その下の表をごらんください。資本的支出の建設改良費であります。この工事は、高速凝集沈殿池設備の更新工事について、新しい設備を設置するための費用であります。

継続費の総額は、左から4列目7億1,064万円で、平成30年度継続費予算現額は、計にございますとおり1億7,942万1,000円といたしておりましたが、年度内の支払い義務は発生しなかったことから、その全額を繰り越しております。

私からの説明は以上であります。

○渡辺委員長 説明が終了いたしました。報告事項に関する質疑はございませんでしょうか。

○濱砂委員 2ページの渡川発電所発電設備一括更新工事30億円ですが、これはどういう工事なんですか。

○新穂電気課長 渡川発電所は昭和30年に運用開始しまして、それから60数年がたっております。老朽化した水車発電機の機器を更新する工事でございます。

○濱砂委員 工事の業者は、どこ辺のどういう会社がやるんですか。

○新穂電気課長 水車発電機をつくっている重電機器メーカーに発注しております。

具体的には、明電舎が工事に当たっております。

す。

○濱砂委員 もちろん県内にはないでしょうけれど、どこの会社なんですかね。

○新穂電気課長 プラントなどをつくるメーカーで、会社の本籍は東京になります。

○濱砂委員 そうなんですよ。県内の業者にはとてもできない、九州内にもなくて、こういった専門的な工事をするとしたら、日本全国の企業局や電力会社等からすると寡占企業じゃないんですかね。詳しくわかれば教えてください。

○新穂電気課長 規模にもよります。大きなところでは、先ほど申しましたとおり日立、三菱、東芝です。もうちょっと小さくなりますと、富士電機、明電舎が出てきます。まだ小さくなるといういろいろ出てくるということで、大きなところは四、五社しかございません。小さいところになりますと、全国、地方にもそういう会社がございます。

○濱砂委員 やっぱり入札で決めるんですね。会社が限定されるので、もう本当寡占企業でしょうから、何者かしが入札権利がないということになってくるんでしょうね。

○新穂電気課長 条件付き一般競争入札でやっております。条件はつけておりませんので、その規模で自分ができるところが応札することになっております。

○濱砂委員 この入札は何者でしたか。後からでもいいです。

○蓬原委員 1ページの建設改良費、資本的支出のダム施設整備事業、この中で不用額が1億9,200万幾らあるんですけれども、国からの予算確保ができなかったから不用額が発生したという説明でした。もともと必要な費用がかかるのに、県土整備部が予算確保できなかったから不用額ということですが、もう少し詳しく説明

してください。

○森本工務課長 要望は国に対して行いますが、全ての要望額がおりてくるわけではなく、おりてきた数字は少なくなってしまうので、できるものはそこで制限されてしまうということになります。その分できなかったというのが正解になります。

○蓬原委員 ということは、本来やるべき仕事は100あったのに、それだけ予算が取れなかったから、全部は仕事できなかったということなのか。それとも入札でその分、金額を落としたということなんですか。

○森本工務課長 必要最小限で済ませて、残りは次年度以降にやって、できるものを先にどんどんやっていく形で進めています。

○蓬原委員 ということは、県土整備部が出てくるわけだけれども、満額とれなかった分の残りの工事については、次年度以降、また国に対して頑張って要望して、100%やりますという理解でいいということですね。

○森本工務課長 そのとおりでございます。

○新穂電気課長 先ほど御質問のありました入札参加業者ですけれども、株式会社明電舎、日立三菱水力株式会社、日本工営株式会社の3者になります。

○渡辺委員長 ほかいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、次に、その他報告事項についての説明を求めます。

○田原経営企画監 新たな宮崎県企業局経営ビジョンの策定について御報告いたします。

委員会資料の4ページをお開きください。

1の策定の理由でございますが、現在、企業局では、平成27年3月に策定しました宮崎県企業局経営ビジョンに基づきまして、計画的かつ

効率的に事業を進めているところがございますけれど、今年度末で策定から5年経過するため、次期の計画を策定するものであります。

5ページが現行の経営ビジョンの概要であります。上段に各事業に共通するものとか各事業ごとの基本的な姿勢を掲げております。中段には、各事業ごとの課題を掲げております。下段が、これらの課題を解決するための経営の基本戦略とか投資計画のあらましを掲げております。

4ページにお戻りください。

2の次期経営ビジョンの概要等でございます。

電力システム改革に伴う発電の自由化等によりまして、私ども企業局を取り巻く環境は大きく変化しております。これに的確に対応することや昭和30年代に運転を開始した発電所が幾つかございますが、それらが運転開始後60年を経過しますことから、設備の大規模な更新を計画的に実施する必要がございます。

また、総務省からは、より長期間の収支見通しに基づいた経営戦略を策定するように求められているところでございます。

これらを踏まえまして、中長期的な視点に立ちながら計画的に経営基盤の強化に取り組むとともに、効率性、透明性の高い経営のため、新たに計画を策定するものであります。

(1)の計画期間でございますが、令和2年度から11年度までの10年間としております。

(2)の主な内容としましては、経営の現状と課題、将来の事業環境、経営の基本方針、投資・財政計画となっております。

3の今後のスケジュールでございますが、11月までに素案を作成いたしまして、12月の常任委員会で報告をさせていただきたいと考えております。

その後、3月までに経営ビジョン案を作成し

まして、常任委員会に報告後、新たな経営ビジョンを策定することとしております。

私からの説明は以上であります。

○森本工務課長 引き続き、企業局施設見学ツアーについて御報告いたします。

資料の6ページをお開きください。

1の発電所についてであります。

(1)の目的であります。地元の小学生を対象として、発電時に二酸化炭素が発生しない水力発電の仕組みやダム役割等について、教育や啓発を行うことを目的としております。

(2)の内容でございますが、発電所内の水車、発電機の見学や水車模型による発電の仕組みを体験し、学習してもらうものであります。下の写真は、昨年度の施設見学ツアーの際の写真であります。

(3)の昨年度の実績と今年度の取り組みについてでございますが、下の表にありますとおり、平成30年度は綾第二発電所など3カ所の発電所において、綾町、木城町、都城市の小学校を対象に実施し、合計186名に参加していただきました。

今年度は9回の開催予定としておりますが、5月までに、綾第二、三財、岩瀬川発電所において綾町、国富町、西都市の小学校を対象に5回実施したところであります。

また、今後の予定としましては、祝子発電所など3カ所の発電所において、延岡市、西都市の小学校を対象に4回の開催を計画してございまして、合計で482名の参加予定となっております。

(4)の効果でございますが、水力発電の仕組みや企業局の事業についての理解が深まるとともに、環境に関する意識の啓発にもつながったものと考えております。

7ページをごらんください。

2の総合制御室についてであります。

(1)の目的であります。広報戦略室と連携した県庁見学や社会科教育の一環といたしまして、小学生等を対象に、24時間三交代勤務で発電等を集中監視制御している総合制御室の施設見学やクイズを通してエネルギーの種類や役割等について、啓発を行うことを目的としております。

(2)の内容につきましては、企業局3事業の概要説明のほか、総合制御室の見学やエネルギークイズに答えてもらい、楽しんでいただいております。下の写真は、見学の際の写真であります。

(3)の昨年度の実績と今年度の取り組みについてであります。下の表にありますとおり、平成30年度は5月18日の宮崎市立憶北小学校の4年生96名を初め637名に参加していただきました。

今年度は、これまで4校の小学校から参加をいただいているところであり、今後も可能な限り見学を受け入れていきたいと考えているところです。

(4)の効果であります。企業局の事業について理解を深めてもらうとともに、エネルギーについての関心が高まることを期待しております。

8ページをお開きください。

3の工業用水道施設についてであります。

(1)の目的であります。地元の小学生を対象に細島工業団地の企業へ給水を行っている工業用水道施設の役割や仕組み等について教育や啓発を行うことを目的としております。

(2)の内容につきましては、浄水場や配水池の施設見学を実施するとともに、細島工業団

地の工場を見学するものであります。下の写真は、昨年度の見学の際の写真であります。

(3)の昨年度の実績と今年度の取り組みについてであります。下の表にありますとおり平成30年度は、11月30日に工業用水道施設と株式会社日向製錬所の見学を実施し、日向市立日知屋東小学校の4年生110名に参加していただきました。

今年度は、11月12日に工業用水道施設と細島工業団地内の工場におきまして、日向市立平岩小中学校の小学部の4年生を対象に見学を実施する予定としております。

(4)の効果ですが、工業用水道の役割について理解を深めてもらうとともに工場働く人から地元企業の話聞くことにより、社会への関心が高められることを期待しております。

私からの説明は以上であります。

○渡辺委員長 執行部からの説明が終了しました。その他報告事項に関する質疑をお願いいたします。

○井本委員 電力システム改革は、一種の規制緩和なんじゃないかな。確かに電力は寡占状態か、独占状態か、そういう状態で今まで来たわけですけども、今後これがいわゆる自由化になったときに、マイナス面もないことはないんじゃないかな。例えば何か危機的なエネルギー状態のときに、本来ならば大きな会社だから、ぱつと何か行動できるけれども、小さな会社がばらばらできたときに、それにうまく対応できるのか。

基本的にエネルギーは、一番大切なものだからね。それを本当に自由化していいのか、大丈夫かという、私の中の懸念なんだけれども、その辺はどうなんだろうか。

○田原経営企画監 今おっしゃられたようなマ

マイナス面は当然考えられると思います。国のほうでも、そういうマイナス面をカバーするような施策がなされております。

一つは、電力広域的運営推進機関——日本全国の電力の需給を調整する機関ができております。例えば、ある地域で電力が足りないときには、ほかの地域から電力を供給するということをやっております。

また、小規模の電力が新電力ばかりになると、いざというときに発電がなかなかできないこともあるかと思うんですけど、新たな電力市場ということで、今、容量市場や需給調整市場などの新たな制度づくりが国でなされております。電力が足りなくなったら、その電力広域的推進機関で、ある程度予備力を確保しております。足りないところは予備力を大至急供給してもらうといった取り組みがなされております。

国としては、マイナス面が起きないように施策をどんどん進めているというのが現状です。

○**蓬原委員** 4ページの経営ビジョンについて、総務省から経営戦略を策定するよう要請されているとお聞きしましたが、所轄が総務省ということなんですか。

○**田原経営企画監** 公営企業の所管は総務省になっておりまして、公営企業の経営の安定化を図るための経営戦略をつくりなさいといった指示がなされております。

○**蓬原委員** 経済産業省と思ったもんだから素朴な質問だったんです。これは地方交付税や財源の関係、あるいは外郭の法人に関する管理とか仕分けはどうなっているんでしょうか。

○**田原経営企画監** 交付税とかそういったものは、宮崎県の企業局の場合はないんですけど、地方公営企業法、公営企業の所管が総務省ということで、そういう指示が出ています。

○**蓬原委員** ということは、我が県に照らして考えれば、企業局長でいらっしゃるわけですけど、病院局長含め4役とっていますが、知事部局とはどういう関係なんですか。

○**田原経営企画監** 企業局長は、公営企業管理者ということで、知事部局とはまた別の組織になっております。

○**蓬原委員** 国においては、総務省からつながるんだけど、県においては全く独立した関係と理解していいのかな。

○**奥総務課長** 知事と企業局長との関係ですが、いわゆる一般会計と、特別会計、うちで言うところの電気事業、工業用水道事業、地域振興事業と病院局の病院事業があります。その特別会計の電気事業、工業用水道事業、地域振興事業の3会計を企業局長が管理しているということでございます。病院事業につきましては、病院局長が会計の管理者という位置づけです。

○**蓬原委員** ということは人事上の位置づけとか、人事権は知事が持つということですか。

○**奥総務課長** 採用という意味では、今の企業局は独自の採用をしておりますので、知事部局で採用されます。そこから企業局の職員については企業局のほうに出向します。ですから、採用は知事部局でしますが、任命権者は企業局長になります。

○**蓬原委員** 議会もそうなんですよ。知事部局で採用されるけれども、議会事務局に来た人は議会で任命がなされる。

○**濱砂委員** 将来、宮崎県は人口減少が予想されますが、将来の電力供給量は、人間が減っていけば、やっぱり低くなっていくんでしょうか。

○**森本工務課長** 電力量につきましては、やはり人口減と比例していくと考えられますが、電気自動車など電気を使う方向性——社会のイン

フラ整備も進められておりますので、人口減とインフラ整備との兼ね合いで、電力の減少・増加につながっていくものと思っています。

○濱砂委員 だんだん技術開発で節電も進み、日本全国から見ると何百万人単位で人口減少が進んでいくんですね。これに伴って、将来、原子力発電が縮減できる方向性に行くのかなという気もしていますが、どうですか。

○森本工務課長 個人的な考えですが、将来的に人口減がかなり激しくなっていくので、電力の使用量そのものは減っていくんじゃないか、電力の中でコストの高いものとか、不安定なものは、だんだんと縮小傾向になっていくんじゃないかと考えております。

○濱砂委員 この発電所、ダムはほとんど遠隔操作なんですか。ダムに駐在している職員はいらっしゃるんですか。

○森本工務課長 全ての発電所と工業用水道施設、うちの持っているダムが3カ所ありますけれども、企業局庁舎の8階にあります総合制御所から全て監視しておりますので、基本的に人はおりません。

○蓬原委員 今いろんな産業で、技術の伝承という問題があって、例えば電気技術や機械技術屋さん、メインとしては電気の技術屋さんかと思うんですけど、今知事部局からの採用で入ってくるということなんですが、構成的にどうなんですか。未来永劫にわたって、電気発電に関する技術が問題なく継続していける人員体制になっていますか。

○奥総務課長 先ほど申しましたように、現在は企業局で採用している職員はございませんが、企業局におきましては、電気職が一番人数が多くて、その後、土木職、事務職がございますけれども、電気職につきましては、3年で知事部

局に戻る職員もおりますが、局内で異動される職員も人数的には多い割合になっております。そういった意味では、知事部局のように3年で全然関係ないところに異動するのは、少し違う状況にはなっております。

○蓬原委員 ということは、世代的にもうまくつながるといいのかな。

○奥総務課長 繰り返しになって大変恐縮ですが、企業局独自で採用すると、うまくそこ辺も考えられるとは思いますが、採用は知事部局でやっています、うまく採用計画が回らないと、我々企業局以外にも電気職の方の職がございますので、なかなかこっちにも来れない。採用の関係で言うと、最近少し難しくなっている状況はございます。

○蓬原委員 5ページの経営ビジョンについて、再生可能エネルギーの開発導入となっておりますが、これは大ざっぱにどういうことをお考えなのかプランをお聞かせください。

○森本工務課長 これにつきましては、2つありますが、一つは企業局みずから発電所をつくっていくということで、県内各地のいろんな可能性地点を調査いたしまして、コストが見合うものであれば、積極的に進めていくというものでございます。

もう一つは、市町村等が持っている農業用水などの水路におきまして、小水力発電ができないかということで、こちらで要望を受けるんですけども、いろんな地点で調査をいたしまして、ある程度経済性を示して、開発するかしないか提案をしていこうと考えているところでございます。

○蓬原委員 地域エネルギーやエネルギーの地産地消ということで、私も前から何回も一般質問などで、やったらどうですかというお話をし

て、積極的にやっていたいでいるわけですが、水力のほかに何か再生可能エネルギーを考えておられるんですか。

○森本工務課長 基本的に我々は水力発電でずっとやってきておまして、以前、風力とか太陽光とかいろいろ検討はしていたところですが、民間がかなり力を入れておりましたので、そちらの開発は民間にお任せするというので、我々としては基本、水力発電を主体に進めていこうと考えております。

○蓬原委員 群馬県ですかね、プロフェッショナルの集団もありますので、ぜひそのあたりを生かして、もう少し積極的に。今の発電システムだけじゃなくて、何か新しく展開していくとか、せっかくすばらしい技術屋の集団がいらっしゃるわけですから、恐れずにやっていたきたいと希望します。一般会計にもお金を出しているんですから。

○日高委員 私は地域振興事業の河川敷のゴルフの関係で、一、二点お伺いしたいと思います。まず、一ツ瀬の今後の運営の見通しを一点。

それから、去年は台風等でいろいろあったと思うんですが、冠水して土砂を取り除く災害復旧について、平成30年度1年間の費用の総額をお伺いしたいと思います。

○田原経営企画監 ゴルフ人口は全国でも減少傾向にあり、宮崎県でも5年前に比べると3.4%ほど人口が減ってきております。そのままいけばじり貧の状況にあるのは間違いないと思うんですが、今度指定管理者がかわり、モリタゴルフになりました。ここがゴルフ関係のノウハウを持っていらっしゃると思いますので、協力しながら、今後とも需要開拓、利用者増に努めていきたいと考えております。

あと平成30年度の冠水ですが、去年7月と10

月で3回、合計で*18日オールクローズになっております。このときの災害復旧の費用は、人件費や重機の借り受け代などで大体600万円ぐらいかかっております。

○日高委員 要望事項ということで発言させていただきたいんですが、私は国富町ですので、結構一ツ瀬のほうに行く方が多いんですね。ただ、大淀もあります。どちらに行くかというのと、一ツ瀬は18ホールで大淀は9ホールですので、18ホール回りた人は一ツ瀬に行くんです。1,000円ぐらい高いですが、一ツ瀬に行くと、18ホールですけど、結構早く回れるということで、朝行ったら2時ぐらいにはもう終わって、御飯も食べずに帰ってきて農作業や自分のことができるということで、やっぱり一ツ瀬に行く人は結構多いんですね。

ただ、先ほど言われたように、1年間に18回ですか、冠水等でクローズになるところがあるので、砂がたまって芝の状態が物すごく悪くなるという不満はあるけれども、やっぱり一ツ瀬はいいよねという人が多いですね。

仮に一ツ瀬が、もし何かでクローズになったりする場合に、大淀へ来ると、大淀は結構待ち時間があるんですよ。ですから、大淀には行きたくない人も。ですから、意外と一ツ瀬のファンは結構多いです。

その中で今回モリタゴルフが指定を受けられますが、昼食料金がゴルフ料金から外されるらしいですね。今まで昼食料金も一緒に払っていたけれども、2時に帰る人たちは、パン1個食べれば済むから、その分500円ぐらい、今までより安くなるというイメージがあるんですね。ですから、ぜひ何とか頑張って継続をしてほしいと、そういう声もありますので、その辺も一つ

※次ページに訂正発言あり

考えていただきたいと思います。

人口が減ることは、当然仕方ないことですが、やはりここに書いてありますように、高齢者の健康づくりはもっと広めるべきであって、高齢者クラブも入会者が少ないと言いますが、そこに入らない人たちは、70代、80代でゴルフをばんばんやっているんですね。ですから、そういう意味では、ゴルフは高齢者のスポーツ、健康づくり、介護医療の抑制ということで、前向きにイメージを変えて進んでもらってもいいんじゃないかと考えているところです。

○田原経営企画監 委員おっしゃいました昼食代を省いて料金を下げるとするのは、4月から土日、祝日は実施しております。早くプレー始めて早く帰りたい、お昼御飯を抜いてやりたいという方が多くいらっしゃるということで、4月から新たにそのようなメニュー体系をつくったということでもあります。

それと先ほど、去年のオールクローズが「18日」と申しましたけれど、「17日」でございます。失礼しました。

○渡辺委員長 ほかに質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上をもちまして企業局を終了いたします。皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたしますが、午後の委員会は1時10分の再開とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩します。

午前11時58分休憩

午後1時8分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について、教育長の概要説明を求めます。

○日隈教育長 教育長の日隈でございます。どうぞよろしく願いいたします。

まず、お礼を申し上げたいと思います。

6月1日に開催いたしました、みやざき県民総合スポーツ祭の開会式に際しましては、正副議長及び渡辺委員長を初め、議会からも多くの議員の先生方に御臨席いただきまして、まことにありがとうございました。

この場をおかりしまして、厚く御礼申し上げます。

ここから座って説明させていただきます。

それでは、文教警察企業常任委員会資料の表紙を1枚おめくりいただきまして、目次をごらんください。

今回、御審議いただきます議案は、議案第1号「令和元年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）」と議案第15号「第二次宮崎県教育振興基本計画の変更について」の2つでございます。

続きまして、報告事項といたしまして、平成30年度宮崎県繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

さらに、その他報告事項といたしまして、五ヶ瀬中等教育学校における入学者選抜について、宮崎県スポーツ施設に係る指定管理者の第5期指定について、令和元年度全国高等学校総合体育大会の開催についての3件を御説明させていただきます。

なお、全国高等学校総合体育大会の関係でございますけれども、7月24日から、本県内において開催されますこの大会は、これまで開催の決定から、議員の皆様には御理解と御支援をいただいているところでございます。

今後会場となる市や町、競技団体など関

係機関と連携しながら、しっかり取り組んでまいりたいと考えておりますので、常任委員の皆様におかれましても、ぜひ会場に足を運んでいただきまして、本県代表選手の雄姿に御声援を賜ればと存じます。どうぞよろしく願い申し上げます。詳細は後ほど説明申し上げます。

それでは、右のページ、1ページをごらんください。議案について御説明いたします。

初めに、議案第1号「令和元年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)」について御説明申し上げます。

表に太線で囲んでありますところが3カ所ありますけれども、その一番上の一般会計の合計の欄をごらんください。補正額の欄でございますけれども、今回5,342万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

補正後の合計は、2つ右の欄に示しております1,082億9,194万4,000円となります。

私からの説明は以上であります。詳細につきましては、この後、引き続き担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

以上でございます。

○渡辺委員長 次に、議案に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○児玉高校教育課長 高校教育課でございます。

常任委員会資料の2ページをお開きください。

新規事業「キャリア教育によるみやざきの次世代を担う人財育成事業」であります。

事業の目的・背景であります。本来、キャリア教育は個々のキャリア形成、職業観の育成が主な目的ですが、本県を初め、多くの地方都市の課題である若年層人口流出を抑制するため

に、単に職業観育成のみならず、地元企業や産業を知ること、地域の魅力を知ることなども教育の内容として不可欠となってきております。

そのような人口流出の抑制に重きを置いたキャリア教育の取り組みを全県展開するために、早急に全市町村に、学校、商工団体等と連携したキャリア教育推進体制を確立させ、県民運動として、次世代の宮崎を託せる人財育成を、中学生の段階から展開したいと考えております。

事業の概要であります。予算額は2,413万4,000円であり、財源は、全額、宮崎県人口減少対策基金を活用するものであります。事業期間は令和元年度から令和3年度です。

事業内容であります。①の推進体制の確立では、現在、県キャリア教育支援センターに配置している2名のコーディネーターを5名に増員し、市町村によるキャリア教育支援センター等の設置や市町村で実施するキャリア教育の支援を行います。

②の中学校段階からのキャリア形成推進については、中学生対象の取り組みに重心を持っていき、全国的に活動し、効果的なキャリア教育のノウハウを有するNPO法人に委託して、対話型動機付けキャリア教育プログラムやジョブシャドウイング等を開催することで、近未来の若年層の県内定着を戦略的に行ってまいりたいと考えております。

事業効果であります。キャリア教育支援センターの未設置地域においても、生徒や保護者、教職員等が宮崎で暮らし働くことや県内企業の魅力を理解した上で進路先を決定できます。

また、地域課題解決型のキャリア教育を充実させることにより、子供たちに当事者意識や郷土への誇りが醸成され、宮崎で暮らし、働き、地域に貢献しようとする人財の育成が期待され

ます。

次に、資料の3ページをごらんください。

新規事業「職業系高校生と企業をつなぐ人財育成事業」であります。

事業の目的・背景であります。本県は新規高卒者の就職率が高く、産業人財育成及び県内定着において、職業系高校の果たす役割は大きなものがあります。

あわせて、若者の県外流出や人口減少という課題があることから、職業系高校では、デュアル教育システムの構築と普及を図り、地域産業界が求める技術レベルの人財育成に努めたいと考えております。

従来のインターシップが、勤労観・職業観の育成を目標に、短期間の実習を体験することに重点を置いてきたのに対して、デュアル教育システムは、職業系高校生が社会に出てから即戦力となれるよう、学校での授業と企業等での実習を組み合わせた取り組みを行い、実践的な技術・技能を身につけるものであります。

事業の概要であります。予算額は2,342万1,000円であり、財源は、全額、宮崎県人口減少対策基金を活用するものであります。事業期間は、令和元年度から令和3年度であります。

事業内容であります。①の地元企業等における職業系高校生リーダーに対する実習の実施では、アにございますが、地元企業等の協力をいただきながら、職業系高校生の代表が企業での実習を受けることで、学校だけでは学べない企業が求める高い専門性を身につけます。

実習後は、イにありますとおり、各学校で成果報告会を実施し、自校の生徒たちに県内企業のすぐれた技術者等に興味や関心を持ってもらうきっかけをつくります。

②の職業系高校における企業技術者等による

専門実習の実施では、地元企業から企業技術者等に来校していただき、高度専門実習を実施することにより、多くの生徒、教職員に対し、専門性や実践力の育成の機会を設けることとしております。

事業効果であります。企業内実習を体験することによって、生徒は実践的な技術・技能を身につけるだけでなく、職業人の基盤となる勤労観や職業観を身につけることで、主体的な職業選択能力を醸成することができます。

また、地元企業と学校が技術交流を深めることで、より一層の連携強化が図られるとともに、企業等で使用されている機器を参考とした実習機器を整備することにより、即戦力となる人財の育成につながると考えております。

このように、学校と企業の双方向の取り組みを繰り返すことで、地元企業の技術力や魅力等に触れる機会が拡大し、地元企業等が求める地元で活躍する人財の育成と確保が期待できます。

次に、資料の4ページをお開きください。

新規事業「資質・能力を育成するカリキュラム・マネジメント推進事業」であります。

事業の目的・背景であります。令和4年度から実施される新学習指導要領では、これからの時代に求められる資質・能力を育成するために、生徒・学校・地域の実態に応じた教育課程を、PDCAサイクルを通して編成し、その取り組み状況を組織的・計画的に評価し、改善につなげていくカリキュラム・マネジメントの取り組みが必要とされています。

そこで、この取り組みの充実を図るため、実証的な調査研究を行い、その成果を普及することで、各学校の取り組みを支援していくこととしております。

事業の概要であります。予算額は136万4,000

円であり、財源は、全額、国庫支出金で、事業期間は令和元年度から令和2年度であります。

事業内容であります。①の研究指定校によるカリキュラム・マネジメントの実践研究では、研究指定校として3校を指定し、学校目標の設定及び実現に向けた研究や教科横断的なカリキュラム編成の研究を実施します。

次に、②のカリキュラム・マネジメント手引の作成では、教育委員会が、①の実践研究を踏まえて、各学校がカリキュラム・マネジメントに取り組むための手引を作成します。

事業効果であります。まず、研究指定校による実践研究を進めることで、カリキュラム・マネジメントの実証的な調査研究ができます。

また、手引を作成することで、カリキュラム・マネジメントの普及と各学校の取り組みを支援できます。

さらには、本事業と当初予算の新規事業の中で取り組む、資質・能力育成研究会を連携させることで、組織的な授業改善のあり方について、多角的・多面的な視点で実践研究ができることが期待されます。

次に、資料の5ページをごらんください。

新規事業「学校ICT環境整備促進実証研究事業」であります。

事業の目的・背景であります。探究に関する学科、コースを有する高鍋高校、日南高校、小林高校に遠隔教育システムを導入し、それを活用した実践を行い、その効果的な活用方法の検証や遠隔教育の効果測定等を行うことを目的としております。

具体的には、テレビ会議システムを探究の学びに活用することで、変化の激しい社会に対応できる資質・能力の育成を図ります。また、これらを探究のICT活用モデルとして、県内の

高等学校へ広めてまいります。

事業概要であります。予算額は450万8,000円であり、財源は、全額、国庫支出金です。事業期間は、令和元年度の単年度であります。審査により次年度までの延長ができます。

事業内容であります。①のICT機器整備では、実践研究校の高鍋高校や協力校の日南高校、小林高校、そして、宮崎大学にテレビ会議システム等をリースにて導入いたします。その他の関係団体はインターネットを通して、テレビ会議が可能になるようなシステムを構築します。

②のICT活用では、導入したテレビ会議システムを活用し、外国人講師などを活用したディスカッションや問題解決型学習である探究におけるフィールドワーク演習、そして、大学とのゼミや都市部の高等学校との交流を行います。

事業効果であります。教職員はテレビ会議システムを利用することで、効果的な学習環境を提供することができます。生徒はICTを活用したさまざまな学びを通して、探究的な活動を深めることができます。これにより、変化の激しい社会に対応できる資質・能力を育成することが期待できます。また、モデル校で授業計画を作成し、実践例を公開することで、ICTを使った未来の学びを県内全域に広げることができます。

なお、事業終了後においても、既存のシステムなどで、同様の取り組みができるかについても検討をしていく予定であります。

以上でございます。

○中嶋教育政策課長 続きまして、第二次宮崎県教育振興基本計画の変更について御説明いたします。

常任委員会資料の6ページをごらんください。

2月議会の常任委員会におきまして、次期計画(素案)の報告をさせていただきましたが、このたび、計画案の取りまとめを終えましたので、現行計画の変更について、議案の審議をお願いするものでございます。

まず、1、計画策定の考え方ですが、県総合計画の策定等にあわせ、本計画の変更を行うこととしており、一番下の段落にありますように、策定にあたりましては、スローガン等の根幹部分を受け継ぎながら、社会情勢等を踏まえ、施策の構成や内容等を中心に見直しを行うものであります。

次に、2、次期計画案の概要ですが、(1)計画の名称及び期間をごらんください。名称につきましては、他県の計画では、第二次といった次数を付さないことが一般的であることなどから、整理をしまして、宮崎県教育振興基本計画とし、計画の期間につきましては、現行の10年から4年に変更するものであります。これは変化の激しい時代にあって、10年先の見通しを立てることが難しく、必ずしも効果的でないこと、また、国の計画が5年、県総合計画は4年ごとの改定となっていることなどを踏まえての変更であります。

次に、(2)以降につきましては、右側のページにあります計画案の全体像で説明しますので、そちらをごらんください。

上から2つ目の四角囲いにあります宮崎県教育基本方針につきましては、今回、冒頭にページを設け、本計画における位置づけを明確にしたところであります。

その下にあります、国や県の状況に関する社会情勢の変化と、矢印の右側にあります、本県教育の現状と課題につきましては、第2章に記載しておりまして、最近の情勢を踏まえ、人生100

年時代や教育の情報化などの項目を加えるとともに、他の項目も適宜、内容を更新しております。

その下の基本理念(第3章)につきましては、スローガンの、未来を切り拓く心豊かでたくましい宮崎の人づくり、その下にあります計画推進の基本姿勢、横の連携と縦の接続は、現行計画を受け継ぎ、基本的な考え方などを書き込んでおります。

また、その下の基本目標につきましては、内容を整理し、目標を5つから4つに変更することとしました。

次に、施策と重点取組(第4章)ですが、ここは大きく変更する部分でありまして、内容の関連性を考え、大きくまとめる方向で整理し、現行の23施策を15施策に再編することとしております。

ここで、施策や取り組みの主な変更点を説明いたしますので、8ページと9ページを見開きでごらんください。

2つ目の四角囲いの施策の部分をごらんください。1から15までの施策により構成されておりまして、いずれも内容の変更を行っておりますが、太文字の部分が、新しい視点で構築した施策や取り組みの充実など、変更点を多く含むものであります。

まず、施策2、地域と学校の連携・協働の推進につきましては、近年、法の改正等を受けて充実が求められている部分でありまして、②地域とともにある学校づくりでは、コミュニティ・スクールの導入推進等を図ることとしております。

次に、3、読書県づくりの推進は、読書関係の取り組みを1つにまとめた施策でありまして、県立図書館の機能充実等を図る、②家庭・地域

における読書活動の推進や、③読書県づくりの推進体制の充実等に取り組んでまいります。

次に、5、確かな学力を育む教育の推進は、引き続き取り組みの充実が必要な施策でありまして、主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善等を図る、②高等学校の学力向上や、小・中学校のへの学校支援訪問等を行う、③教員の授業改善等に取り組んでまいります。

7、特別支援教育の推進では、多様なニーズに対応した支援体制の充実に努めるとともに、生徒の職業スキルの向上等を図る、③自立支援・就労支援の充実等に取り組んでまいります。

右側のページをごらんください。

9、キャリア教育・職業教育の推進では、産業界や地域との協働による、②地域と連携したキャリア教育の推進等に取り組んでまいります。

10、社会の変化に対応した多様な人財を育む教育の推進では、小学校英語への対応等を図る、①グローバル化に対応した教育の推進や、ICT活用や校務の情報化等を図る、③教育の情報化の推進等に取り組んでまいります。

11、教職員の資質向上と学校業務の改善では、教員研修の見直し・充実等を図るとともに、教職員の働き方の見直し等を図る、③学校の機能を高めるための学校業務の改善等に取り組んでまいります。

そして、一番下になりますが、15、スポーツの推進では、さまざまな世代のスポーツ機会の充実を図る、①スポーツ参画人口の拡大や、国民スポーツ大会を見据えた競技力向上等を図る、②アスリートの育成等に取り組んでまいります。

次に重点取り組みについてであります。これは、今回、新たに設けるものでありまして、そこにありますように、3つ設定することとしております。1つ目は、いのちを大切にす教

育の推進、2つ目は、地域と学校の連携・協働による多様な活動の充実、3つ目は、学校における働き方改革の推進で、さまざまな施策と関連する横断的な取り組みのうち、重点的な推進が必要なものを新たに位置づけるものであり、各施策から関連する内容を取り出し、再構成して、1つのパッケージとして示すものであります。

次に、推進指標について説明いたしますので、お手元にあります別冊の計画の103ページをごらんいただきたいと存じます。

これは、施策の推進状況をはかるために設定するもので、各指標の現状値と目標値、出典等を施策ごとに掲載しております。今回は、指標の数は、効率的で効果的な評価を行う観点から、24指標に絞り込んでおりまして、多くは現行計画の指標を引き続き使いたいと考えております。

ページをめくっていただきまして、104ページになりますが、施策の7、特別支援教育の関係と、右側のページの施策の11、教職員関係の指標につきましては、いずれも、新たに設定する指標となっております。

最後に、また資料がかわりまして、常任委員会資料の6ページにお戻りください。

3、策定スケジュールでございます。ごらんのような経過で、昨年から策定作業を進めてまいりまして、今回、6月定例県議会に議案提出させていただいたところであります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○渡辺委員長 議案に関する説明が終了しました。質疑はございませんでしょうか。

○井本委員 私も長い間、ずっと見ているが、教育は、誰でも10人が10人、教育論を持ってい

るものだから、いろいろと言うんだけど、教育に大切なのはやっぱり先生ではないかと思う。先生の資質をいかにして引き上げるかが、本当に一番大きい気がするんだけど、ここでは、11番目に載っていますが、11番目じゃなくて、もうちょっと前のほうに持ってきていいんじゃないのか。

ここに書いてあることを、実際に実践するのは先生だからね。その先生たちが一つのやりがい、生きがい、哲学なり持ってやるという、そういうものがないとできないのではないのか。

以前、東京の多摩に行ったとき、ドイツ人の先生がシュタイナー教育という、すばらしい教育をやっているんです。これを見本にして、フィンランドとかあの辺が、みんなそんな教育をやり始めたという。いわゆる、何とか教育というのは全部それを見本にしてつくられている。

そのときに、もっと広げたらどうですかと聞いたら、先生が一番ネックです、いい先生がなかなかつくれないんですよとってたね。そうでしょうねという話だったんだけど。やっぱり、いかにして立派な先生をつくり、やっていくかが、教育には最も大切なんじゃないのかと、私はこのごろ思うんです。

その辺のところは、今の先生は忙しくて、本当になかなか事が進まないという話を聞くもんだから、もうちょっとその辺を前面に出してほしいというのが一つです。

それから、もう一つ、このごろ言われる幼児教育です。ヘックマン教授の有名な幼児教育の統計があって、みんな一緒に、教育を小さいころからやって、小学生の高学年くらいになったら、もう大体同じくらいになるんだけど、後で追跡調査をしていくと、そのときに勉強した子供たちのほうが社会的にいろんな成功をし

ているという話。それは何でかということ、要するに最後までやり抜く、いわゆる非認知能力というか、それが醸成されているということでありました。

だから、宮崎県の教育という、皆さん方が責任を持たなければいけない計画をつくるのなら、一応ここに、幼児期の教育の状況が書いてあるけれども、その辺からずっと考えないと、私は本当の教育にならないのではないかなという気がするんだけど。

教育というのは息の長い、その場だけ見るとわからないところがあるから、非認知能力をいかに育てるかが大切でしょう。

ここに書いてある、未来を拓く心豊かでたくましいという、これもある意味では非認知能力なんだろうけど。私の希望であります、その辺も、もうちょっと気をつけてもらえないか。

それからもう一つ、読書県づくり、これはいいなと思っているんですが、私も結構本を読んでいるつもりだけでも、速読をやり始めて非常に本を読むのが楽になった。だから、速読ができるエキスパートを、県内に育ててみたらどうか。各学校にずっと回して、そういう人を育てて、速読をやってみたら、読書も好きになるんじゃないかなと、これは私の一つの考えですけど、どうでしょうか。

○黒木教職員課長 今、井本委員からいろんな御指摘があったんですけど、まず、私のほうから教員の資質向上が一番大事という点についてお答えします。まさしく、以前から委員がおっしゃっているとおり、教育はやっぱりマンパワーだということは、私どもも認識しているところです。

施策の順番では、11番目になっておりますけれども、これだけ社会状況が変化したり、外国

語の導入やプログラミングなど、いろいろなものが学校教育に入ってくる中で、教員が新たなスキルを身につけて、子供たちに最適な教育を行っていくには、やはり重点的な取り組みに掲げている学校の働き方改革も、一つ大きな柱になってくると思います。

先生たちが本来の業務である、教えるところにどれだけ力を注げるかも含めて、このプランの中で取り組んでいきますので、また御支援をいただければと思っております。

○東義務教育課長 2つ目にありました、幼児教育についてであります。委員のおっしゃるとおり、義務教育の初期の段階において、幼児期の教育と小学校との連携が大切だと考えております。特に、学習面だけではなく、先ほど申されました生活面や健康面についての接続が大変重要であります。

今回、国におきましても、幼児期の終わりまでに育てたい、育ててほしい姿が10項目明確に示され、それに従って、小学校との連携接続をしていくこととされております。それを踏まえて、幼保小連絡協議会等で市町村にも周知をしながら、推進していきたいと考えております。

○新生涯学習課長 先ほどございました読書県づくりですが、委員がおっしゃるとおり、読書は、これからの人生を豊かにする一つのものであり、私どもも、子供から大人まで切れ目のない読書活動の推進が大事であると考えております。

幼児教育の話もございましたが、幼児期のブックスタート、本との出会いの取り組みから、学校における取り組み、読書会、読み聞かせ、さらには高齢者まで読書に親しむなどのさまざまな取り組みを今後推進してまいりたいと考えて

おります。

○井本委員 読み聞かせは非常に効果があるというのが、ヘックマンの研究にも出ていますから、もちろんそれも取り入れて、できたら、余り気に入らんのかもしれんけれど、速読術のほうも目を向けてもらうといいかもしれません。

○有岡委員 2ページのキャリア教育の支援ということで、就職しても離職するという、七五三という話がありましたが、高校を卒業して就職して、3年以内にやめてしまうケースが46%ぐらいだと思うんですが、その数字をまずお尋ねしたいと思います。

次に、3ページの中で、いろんな人財育成に3カ年間取り組むわけですが、仕事に頑張っていけるだけの素材をもって社会に飛び出すということですから、3カ年で、どのくらいの離職率を減らしていく目標で、意識して取り組んでいかれるのかお尋ねします。

○児玉高校教育課長 まず、最初に御質問いただきました、新規高卒者の卒業後3年以内の離職率は、宮崎労働局が発表しているものですが、27年度で43.7%でございます。

離職率を落としていく目標でございますが、ここ10年ぐらい、ほぼ40%前後で推移しておりますので、今回のこの事業で、地元企業等との連携を密にしながら、地元企業のよさや、あるいは今回のデュアル教育システムのように、企業に入る前に企業のことをよく知って、就職していくことが、離職率を下げることに繋がると考えておりますので、今回のこの新規事業等を活用しながら、4割を切れるような数字に持っていったらと考えております。

○有岡委員 4割を切りたいという目標ですので、ぜひ大切にしていきたいと思っておりますし、要は離職した後のサポートも当然必要なんです

が、やはり子供たちが大きな目標を持たなければいけないという意味で、2ページのジョブシャドウイングに関連させていただきます。

7ページの15の施策の中で、8番目に、郷土を愛し地域社会に参画する態度を育む教育の推進という、これは参画することがまず大切ですから、例えばボランティアとか、そういったことにも取り組んでいかれると、これは会員制になっているかと思いますが、ジョブシャドウイングという形で、最終的に経営者から何を学ぶかということ、自分がその地域に育ってもらったことを地域に還元していくため、そのためにも頑張りたいという、そういう中心になるようなものを持って、社会参加することが大事です。

さらに、経営者がどういう姿で頑張っていて、そして地域にどういう形で還元しているというような姿を見て、それに憧れて、自分も将来頑張りたいと、そういう長いスパンでの人生設計ができるような教育をすることが必要だと思うんです。

そういった意味で、この15の目標でスタートして、その奥の将来の自分の姿を描けるような教育スタイルを希望しているんですが、そこ辺は考え方としていかがでしょうか。

○児玉高校教育課長 ジョブシャドウイングについてであります。今、委員がおっしゃられたように、社会人が働く現場で、影のように密着して、日ごろ体験できない社会人の仕事を肌で感じてもらうものですが、いずれ社会に飛び出していく子供たちが行動するきっかけづくりの場として、また、社会で働いている格好いい大人の姿を見せる場として考えております。

そういった経営者を身近で見ることで、起業家意識も醸成されていくと思いますので、将来

的には、県内就職だけではなくて、地域のために外からでも結構ですので、起業をして地域を盛り上げてくれる人財が育っていければと考えております。

○有岡委員 ぜひ、課長御自身も例えば講演に行かれて、県庁の職員になれることはすばらしいんだという目標で、また頑張ってもらえば、そういうモデルになっていただけるとありがたいと思います。

○濱砂委員 この前、ちょっと話は聞いたんですけど、臨時的な短期の職員は何割ぐらいいらっしゃるんですか。

正規に地方公務員として採用された以外の、途中から入ってきた職員の方というか、臨時的に入ってこられる方の割合です。

○黒木教職員課長 職員が育児休業になった場合の代替などで、臨時で働いている職員は、教職員だけで1,300人程度となっております。

○濱砂委員 全体で何人ですか。

○黒木教職員課長 全体で、現在1万872人が教職員定員になっております。そのうち、事務職員等いますと1,639人が臨時的な人数になります。

○濱砂委員 この教育委員会では、教職員と一般事務で採用された人の割合はどうですか。

○中嶋教育政策課長 教育委員会の中ですが、事務局に今年4月1日現在で、約500名ほどの職員がおりますけれども、その中で、充て指導主事ということで、教員の身分を持って事務に従事している者が、約70名弱ほどおります。

○濱砂委員 現場の教職員から教育委員会に、事務職で来ている方が70人。全体では500人の職員がいる中で70人ということ。

○中嶋教育政策課長 失礼しました。事務局全体で働いている職員が420名ほどおまして、充

て指導主事だけではなくて、教員の身分を持って事務職の職員として働いている者もおりますので、それを入れると、教員関係が249名ということで、約半分強が教員という身分の者になります。

○濱砂委員 ここに一般の事務職がいくときは、教育委員会に出向という形になるわけですね。

○中嶋教育政策課長 中には、職員として知事部局から出向で教育委員会に来ている職員も何名かおります。

○濱砂委員 事務職なので知事部局で全部採用しますよね。その方が教育委員会に異動になるときは、教育委員会に対して出向という形になるわけですね。

○中嶋教育政策課長 そういうことになります。

○日隈教育長 事務系については、大卒で、一般行政職の採用試験を行いまして、知事部局で採用される方と、若干名教育委員会で採用する職員とおりますので、教育委員会が本籍の職員もおります。

多くは知事部局が本籍でありまして、そこから出向で来る職員と教育委員会で採用している本籍の職員とが混在しているという形態になっております。

○濱砂委員 教育委員会で採用した事務職員は、どういう人たちになりますか。

○中嶋教育政策課長 もともと学校事務に携わる学校事務で採用していたんですが、10年ぐらい前にそれを停止しまして、3年前から再び、今度は学校事務ではなくて、一般行政職で、知事部局と一緒に採用します。その中の一部が教育行政に従事する一般行政職ということで、学校事務に該当するような形で、教育委員会の職員の採用を再開したところでございます。

○濱砂委員 それは一般事務職と一緒にの状態な

のか、教育委員会で採用した人たちは一般事務職として採用するわけですか。

○中嶋教育政策課長 基本的には、知事部局と同じように、一般行政職として採用しますが、教育委員会の採用ということで、そのうち何名かが教育委員会の採用という形の職員と、事務局の職員ということになります。

○濱砂委員 教育委員会で採用する教職員の人は、教育委員会で採用するわけですね。学校現場から教育委員会に配属される教員は、内部異動ということになるんですか。

○中嶋教育政策課長 教職員は教職員で採用していますので、それを事務局の職員とするためには、事務局でまた採用という行為が出てきます。

ですから、先ほど249名いると申し上げましたけれども、そのうちの何割かの方は事務局で採用という格好で、もともと教員として採用していますので、その中から事務局採用試験を受けて事務局に配属になるということになります。

○濱砂委員 教職員の現場からすると、教育委員会に採用されるときは、ここはいわゆる登竜門みたいなことで聞いているんですけど。例えば、管理職の前に、一度は教育委員会を通過しなければ、学校長になれませんよとか、そういうのはあるんですか。県内の優秀な教員がここに集まってきて、ここでいろんな体験をしたり、全体を見渡して、その人がやっぱり将来の学校長になっていく形になるんですか。

○中嶋教育政策課長 確かにそうやって事務局で採用して、そこから教頭先生とか、校長先生になる方もいらっしゃいますし、当然、現場から、直接試験を受けてなられる方もおられますので、それは特にどちらかがどうこうではなく、2つのルートがあるということです。

○**亀澤副教育長** 教員が教育委員会事務局に来られるのは、もともとは指導主事ということで、要するに教員の中で、いろんな学校とかを指導できる人を集めたのが、指導主事という仕組みでございます。

そのために、何人かは指導主事という名前が入ってきております。その中から、教頭にいくというパターンがございますが、それが全体というわけではないです。年齢的には教頭先生になる年齢とか、学校で指導できる先生が来ますので、そうなっているケースもありますが、現場からそのまま教頭先生、校長先生の試験を受けられてられる方も——結構そっちのほうが、逆に多いかもしれません。

○**濱砂委員** ここに集まっている、学校現場から教育委員会に来られた方たちは、やっぱり優秀な先生方で、将来の教育界を担っていく先生方だという話を聞いていたものですから、そのとおりでしょうけれど、ぜひ宮崎の学校教育をよくしていただきたいので。

○**安田副委員長** 19ページの教職員の学校業務改善というところで、質問させていただきます。

働き方改革が始まって、学校の先生に聞きますと、昼休みも学校の授業におくれている生徒のサポート授業などに時間をとられてしまって、なかなか子供たち全員と向き合う時間がないということを聞きます。現場の声を吸い上げると、どのような声が上がっていますか。

○**黒木教職員課長** 昨年度、教職員の学校における働き方改革推進プランを作成したわけですが、プランを作成する折にも、各学校の教職員に対して、一体どういう業務を時間外に行っているのか、どれくらいの時間行っているのかといったアンケートを行いまして、意見集約をしたところ です。

ただ、そういった形式的なものではなくて、日常的に我々教育委員会の指導主事等が学校訪問をしております。その際に、それぞれの学校でどういった業務で多忙感を持っているのかも話になりますので、それらの情報も集めた上で、現在プランをつくり、そのプランに基づいた対策を行っているという状況になります。

○**安田副委員長** アンケート等で現場の声は聞いていると思ってよろしいでしょうか。

次に、この11の3になるんですけども、学校の機能を高める学校業務の改善というところで、どのような改善を図っていくのか、教えてください。

○**黒木教職員課長** ここには、取り組みの3の1から3の3まで、プランでいうと73ページに書かれています。

その中でも、まずは学校の組織的な取り組みということで、各学校に主幹教諭という職を置いております。これまでは、校長、教頭、教諭といった3段階の職制があったわけですが、教頭と教諭の間に主幹教諭という者を今164名配置しています。

その主幹教諭が、学校内の組織で動く場合の主任の取りまとめであるとか、組織マネジメントが機能するような取り組みを進めたりだとか。また、2つ目の丸にありますけれども、学校事務職員の果たす役割も非常に大きいと考えています。教諭だけではなくて、学校事務職員がどれだけ教諭の仕事をサポートできるのかも大きいと思っております。学校事務職員は一人で小中学校に配置されていますけれども、そうではなくて、数校が集まって共同で事務を行うことによって、より効率的に予算執行を行ったり、地域との連携を深める窓口となったりしながら、学校の機能を高め、学校業務の改善に当たって

いければと思っているところです。

○**渡辺委員長** ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡辺委員長** それでは、次に、報告事項に関する説明を求めます。

○**本田財務福利課長** 令和元年6月定例県議会提出報告書の16ページをごらんください。

平成30年度からの繰越明許費につきまして、繰越額が確定しましたので、御報告いたします。

ページの下から3行目にあります、事業名、老朽化対策事業であります。これは県立学校の不適合ブロック塀及び転倒のおそれがあるブロック塀の改修に係るものですが、関係機関との調整等に日時を要したため、年度内の完了が困難となった工事につきまして、繰り越したものでございます。

繰越額につきましては、翌年度繰越額の欄にあります、7,700万円であります。

なお、工事につきましては、生徒たちの学校生活に支障を来すことのないよう、速やかに完成させたいと考えております。

財務福利課からは以上であります。

○**児玉高校教育課長** 高校教育課関係について、御説明申し上げます。

同じく、報告書の16ページをお願いいたします。

一番下の計の欄の2行上になりますが、事業名、西都地区県立高等学校設置事業であります。

これは、宮崎県立高等学校教育整備計画に基づき、妻高校と西都商業高校の統合に伴い、妻高校に商業棟を設置したものでありますが、敷地内の関連工事におくれが生じたことから、外構工事に着手可能な時期が変更となり、年度内の完了が困難となったことから繰り越したものであります。

繰越額につきましては、翌年度繰越額の欄にありますとおり、828万6,000円であります。

なお、工事につきましては、4月30日に既に完成しております。

高校教育課からは以上です。

○**渡辺委員長** 報告事項についての質疑はございませんでしょうか。

○**有岡委員** ブロック塀の撤去で老朽化対策事業が組まれておりまして、学校周辺のブロック塀等の撤去が行われると思いますが、今、通学路の対策がおくれているという話をよく聞きます。我々はどの程度、そういった情報を認識していればいいのかと思っておりますが、何か情報をお持ちでしたら、お聞かせください。

○**鎌田人権同和教育課長** 昨年の10月、全ての市町村で通学路のブロック塀の安全点検が終わりまして、児童生徒への危険なブロック塀の注意喚起、通学路に危険なブロック塀がある場合は、通学路の変更を行うなどの対策を行ったところであります。

しかしながら、民間のブロック塀の撤去や改修につきましては、学校や教育委員会では対応が難しいため、知事部局の建築住宅課に、市町村の現状につきまして、情報提供を行うなど、連携を図っているところであります。

建築住宅課にお聞きしましたところ、まずは小学校に近い危険なブロック塀の撤去費を補助し、今年度は13の市町村で取り組みを開始するという報告をいただいております。

○**有岡委員** 昨日のニュースだったですか、木城町が20万円ほどの補助制度をスタートしていると聞いております。ぜひ機会がありましたら、PTAの皆さん方にもお知らせするような仕組みをつくっていただけると、子供さんとの家庭の会話の中で、危険防止ができるんじゃないか

と思いますので、よろしくお願ひします。

○渡辺委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○児玉高校教育課長 常任委員会資料の10ページをお開きください。

五ヶ瀬中等教育学校における入学者選抜についてであります。

まず、1の経緯であります。入学者選抜において、合格者数が男子22名、女子18名に固定化していた状況について、昨年度の県議会において、御意見等をいただき、見直しを検討してまいりました。

2の検討状況にありますとおり、計3回の検討会を行っており、ここでは、宮崎県小学校長会長や県PTA連合会副会長に参加していただき、御意見を伺ったところです。また、加えまして、五ヶ瀬中等教育学校の学校評議員からの聞き取りを行っております。

次に、3の見直しの内容、考え方をごらんください。

まず、五ヶ瀬中等教育学校は、五ヶ瀬という大自然に囲まれた教育環境の中で、学校での教育と寮での教育とが両輪となって、少人数による6年間の一貫的な教育を行う学校であることから、全寮制を導入しております。このことにより、感性豊かな、たくましい心身を持つグローバルリーダーの育成を目指しており、学力はもとより、総合的な人間力の育成も目標としております。

このように、五ヶ瀬中等教育学校は、学校教育と寮教育が両輪となった教育が特色でありますので、生徒にとっては、教育の場と生活の場が同じ学校の中となります。

1学年40名という限られた数の生徒たちが、6年間の長期にわたり、狭い生活圏の中で、男女共同参画の視点や幅広い社会性などの総合的な人間力を身につけていく必要があります。

そのためには、男女が互いに協力し合いながら、切磋琢磨できる安定した教育環境を確保する必要のあると考えております。よって、今年度の入学者選抜から男女同数の定員を設ける方向で検討を進めております。

また、受験者に対し正確な情報を提供する観点から、男女別の募集人員を、入学者選抜要綱に記載する方向で検討を進めております。

今後のスケジュールといたしましては、6月下旬の定例教育委員会において付議を行い、7月に令和2年度の入学者選抜要綱を公表する予定であります。

また、今後とも五ヶ瀬中等教育学校の魅力づくりや、学校のあり方について検討を継続してまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○萩尾スポーツ振興課長 11ページをごらんください。

宮崎県スポーツ施設に係る指定管理者の第5期指定についてであります。

現在の第4期の指定期間が本年度末で満了となりますので、第5期の指定管理者選定に向けての募集方針やスケジュール等について御報告いたします。

まず、1の現在の指定管理運営状況についてであります。

(1)施設の概要ですが、指定管理の対象となる施設は、宮崎県総合運動公園有料公園施設、宮崎県体育館、宮崎県ライフル射撃競技場の3カ所でございます。

指定管理者は、公益財団法人宮崎県スポーツ

施設協会と公益財団法人宮崎県体育協会から構成された宮崎県体育・スポーツ振興グループで、指定期間は、平成27年度から令和元年度までの5カ年となっております。

(2)の施設の利用状況並びに(3)の施設の収支状況については、資料のとおりでございます。

12ページをごらんください。

(4)の管理運営状況ですが、利便性やサービス向上、利用者増を図るため、ホームページによる駐車場混雑予想などの情報提供や各種設備の整備などを行っております。

(5)の評価については、自主事業については、引き続き積極的な取り組みが望まれますが、おおむね適正な管理が行われているところでございます。

続きまして、2の第5期の募集方針(案)についてであります。

(1)の業務の範囲ですが、施設の利用に関する業務、施設の維持や保全に関する業務などとなっております。

(2)の指定期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までで、今期と同様に5年間です。

(3)の基準価格ですが、これは、県が指定管理者に支払う指定管理料でありまして、年額2億9,916万6,000円で、指定期間の5年間で14億9,583万円です。

(4)の利用料金ですが、これは指定管理者の収入となるもので、指定管理者の営業努力が収入に反映されるため、利用者増に向けて、より積極的に取り組むことが期待されているものであります。なお、利用料金の収入総額が、年額1億2,845万円を上回った場合は、その2分の1の額を県に納付することとしております。

(5)の募集概要ですが、募集期間は、来月1日から9月2日までの約2カ月間を予定しております。

県広報やホームページのほか、新聞、テレビなどで広報するとともに、現地説明会を開催するなど、情報提供を行います。

13ページをごらんください。

(6)の資格要件ですが、①にありますように、宮崎県内に事業所または事務所を有することなどとなっております。第4期の募集との変更はございません。

(8)の選定ですが、まず、一次審査で資格審査を行い、二次審査として、学識経験者2名、利用者2名、公認会計士1名の5名で構成された選定委員会で、プレゼンテーションやヒアリングを実施し、選定基準に基づいて審査を行った上で、選定委員会での候補者を選定いたします。そして、次のページの教育長を議長とする指定管理候補者選定会議を経て、指定管理候補者を1団体選定いたします。

(9)の選定基準は、①の住民の平等な利用が確保されることなど、5つとなっております。審査項目及び配点については、(10)の表のとおりです。

15ページになりますが、3のスケジュールであります。

5月31日に第1回選定委員会を開催し、第4期の実績検証と第5期の募集方針等の検討を行ったところでございます。

今後は、7月1日から募集を開始し、7月下旬から8月上旬に第2回の選定委員会、9月下旬に第3回選定委員会を開催し、10月上旬に選定会議を開催し、指定管理者の候補者を選定する予定であります。

その後、10月の教育委員会並びに11月議会に

指定管理者指定に係る議案を提出し、議決を経て指定管理者として決定することになります。

説明は以上であります。

○米丸高校総体推進課長 常任委員会資料の16ページをごらんください。

開催まであと35日となりました、令和元年度全国高等学校総合体育大会について御説明いたします。

1の大会概要についてですが、通称インターハイと呼ばれる本大会は、全国から6,000校を超える高校が参加し、30競技34種目で日本一を競い合う、高校最大のスポーツの祭典であります。

また、本大会は、平成23年度から、全国を9ブロックに分けて開催しており、ことしは、本県を含む鹿児島、熊本、沖縄の南部九州4県での開催となります。

平成4年の単独開催以来、27年ぶりの開催となる本県では、2の開催競技等に記載してありますとおり、バレーボールを初め、9競技9種目を7月24日から8月10日まで開催します。なお、総合開会式は、7月27日に幹事県である鹿児島県で開催されます。

3の大会期間中の来県者の見込みですが、過去の全国高校総体の開催実績から、選手・監督等が約1万人、観客等で延べ15万人の参加を見込んでおります。

次に、17ページをごらんください。

本県で開催する9競技の競技会場と競技日程を記載しております。

7月24日の女子バレーボールを皮切りに、宮崎市、都城市、小林市、日向市、えびの市、そして、高千穂町の各会場において、日本一をかけた高校生たちの熱戦が繰り広げられます。

説明は以上です。

○渡辺委員長 その他報告事項に関する質疑は

ございませんでしょうか。

○有岡委員 五ヶ瀬中等教育学校の関係ですが、定員を20名、20名に分けたというお話でしたが、寮の最初のづくりが22と18で整備してあったということで、今後これが6年間続けば、女子が12名单純にふえるわけです。そういった点について見通しは立ったということで、理解すればよろしいのでしょうか。

○児玉高校教育課長 定員について、男女同数にするという方向で検討は進めておりますけれども、そうなった場合、寮の改修を見込んでおります。

現在、女子のほうに空き部屋が1部屋、男子のほうに6部屋ございますけれども、二人部屋を現在1人で使用しているところもあるということで、それらを総合しまして、学習室を生徒の部屋に改修する方向で考えております。今年度、委託設計をして、来年度と再来年度の2カ年で改修工事を行う予定でございます。

○有岡委員 改修する計画があるということで理解いたしました。

11ページのスポーツ振興課の関係でお尋ねします。

施設の収支状況の中で、施設の管理費で1億4,457万6,000円、その他で1,281万5,000円となっておりますけれども、施設の整備で大規模改修は当然県でやっていくわけでしょうが、例えば、日常的な管理として、修理50万円以下は指定管理がやるとか、そういった基準があればお尋ねします。

○萩尾スポーツ振興課長 修繕等に係る経費ですが、50万円以下は指定管理者が行い、それを上回った場合は、協議の上、県でということで、現在、進めているところでございます。

○有岡委員 50万円以下でやる修繕は、施設管

理費に入るのか、その他に入るのか、区分がわかればお尋ねしたいと思います。

○萩尾スポーツ振興課長 施設管理費に入ることになります。

○井本委員 指定管理者は、宮崎県体育・スポーツ振興グループと書いてあるけれども、前のときは、ほかのところもあったんでしょう。

○萩尾スポーツ振興課長 この第4期では、ここが指定管理となりましたが、第3期では、グループの応募が3団体ありまして、現場説明会等もありましたけれど、それには8団体来て、3団体が実応募ということでありまして。

○井本委員 かわったりすると、継続でやるとかあんなので、前回は何の問題もなかったですか。

○萩尾スポーツ振興課長 変わってないということでありまして。継続でやります。

○日高委員 16ページの高校総体の関係ですが、27年ぶりということで、来年はオリンピックもありますし、また、7年後は国民スポーツ大会ということで、今回は今までにないくらい、どんと盛り上げたいというような気持ちもあると思うんですが、いろいろ御苦労もあったと思いますけれども、もう終盤に差しかかって準備は万端に整っておられるのかどうか、何か懸念材料があるのか、その辺が1点。それから、啓発、宣伝はどれくらいの規模で、どういう形で行われているのか、お伺いしたいと思います。

○米丸高校総体推進課長 まず、準備についてですが、それぞれ5市1町に会場の準備委員会を設置しており、そこを中心に準備を進めているところでございます。

それぞれの準備委員会には、それぞれの専門種目である教員を1名ずつ派遣しておりまして、市町の職員とその派遣教員を中心に準備を進め

ているところでございます。

先週は、開催する競技ですが、ボクシング、テニス、ホッケー、バレーボールの4つの競技で九州大会を行い、大会に向けての準備の確認等も行いましたが、今回大雨が降って日南線がとまるということもありました。その関係でテニスの補助員がおくれて到着するといった課題もありましたので、本番に向けて見直しながら、準備を進めていきたいと考えております。

また、都城で行いましたバレーボール会場におきましては、駐車場が不足するということもありました。

全国大会では、ほかの駐車場も準備しておりますので、もう一度見直しまして、大会に向けて準備を進めてまいりたいと思います。

昨年度一番の課題でした熱中症対策につきましても、現在各競技で進めているところがございます。

それから、大会を盛り上げるための広報関係ですが、現在、宮崎市内でラッピングバスを3台、都城市内でも1台走らせて広報に使っておりますが、今後は、懸垂幕を県庁と山形屋、運動公園等にも看板等を設置したり、また、バナナも橋通り、県庁前通りに設置するなど、さまざまな形で広報活動に今後も取り組んでいきたいと考えております。

○渡辺委員長 五ヶ瀬中等教育学校の件についてお伺いします。

本会議も含めて何度か質問させていただいておりますので、改めて確認ですが、同数にするという結論は、昨年度からほぼ既に示された話だと思いますし、教育委員会が、考えをもって同数にするという結論が、少なくとも男女、理屈はなく違う数であったということよりは前進だと考えたいと思いますが、まず確認ですけれど

も、県立の入学者選抜を伴う学校で、男女別に定員を設定している学校がほかにありますか。

○児玉高校教育課長 宮崎県内では、県立中学校、県立高等学校で男女別定員を設けているところはございません。

○渡辺委員長 そうだろうと思います。

今まで議会でも、本来は、男女別に定員を設定すること自体に何ら合理性がないのではないかということ、指摘してきたと思っているんですが、今回、男女同数の定員を設ける方向でという結論を出した理由のところの中で書いてある3の(1)の文章の中の、特に後段の部分ですけれども、「学力はもとより総合的な人間力についても育成することを目標とする学校である。そのためには、男女が互いに協力し合いながら、切磋琢磨できる安定した教育環境を確保する必要があるため、男女同数の定員を設ける方向」と書いてあるんですけれども、ほかの県立学校では、ここに書いているような理念を教育上重要なことだと位置づけていないのでしょうか。

○児玉高校教育課長 今、委員長がおっしゃられたことについては、ほかの学校においても大切なことであると思っておりますけれども、そもそも五ヶ瀬中等教育学校が、都市部から隔離された山の中につくられた理由は、五ヶ瀬の設置理念のどういう生徒を育てたいかというところから来ているわけですけれども、その寮を設置する際に、前回もあったかと思うんですけれども、男子棟と女子棟のキャパについて、人数比というところで、事前アンケート等をとったりとか、全県一区の宮崎西高校の理数科であったり、宮崎大宮高校の文科情報科の男女比を考慮して、7対3でスタートしました。

その後、男女比を同数にする努力を続けてき

て、現在、55対45まで来ており、これを今回の議論でさらに進めて、5対5にしていくということでございます。

○渡辺委員長 もう一点確認をしたいんですが、県立学校で、正しい言い方は何というかわかりませんが、入学者選抜のようなものを行って入学者を決めるという行為は、本来であれば、努力なのか、能力なのか、その基準はわかりませんが、それが平等に評価をされて入学者が決まるべきという考えが大原則なのかどうかを、まず確認させていただきたい思います。

もちろんその中には、最終的に抽せんという方法がまじったりしていたとしても、それは、一定の公平性を担保したものだと思うんですが、能力であったり、努力であったりが評価されて、選ばれる人間を決めているということで、原則的な考え方はいいのかを確認したいと思います。

○児玉高校教育課長 合否を出すに当たりまして、昨年度問題があった東京医大のように、女子の点数を一律減点したりではなくて、五ヶ瀬の場合は男女それぞれ合格ラインに達している生徒たちでございます。

ですので、一定の学力を有する入学生であると考えております。

○渡辺委員長 五ヶ瀬のことを聞いているわけではなくて、県が行っているふつうの県立高校もそうですし、宮崎西高校附属中学校とか、都城泉ヶ丘もそうですが、そのときに評価をされるのは、公平性を担保して、より成績がいいとか、もしくは一定のラインを超えた上で、抽せんであるとかという、それで認められることが一番重要なものだと考えているのか、違う理屈があるのかを確認したいと思います。

○児玉高校教育課長 今、おっしゃられましたように、寮を持たないほかの高校や中学校では、

いわゆる学力検査であったり、調査書であったりとか、そういったさまざまな評価物を総合的に評価いたしまして、それを点数化して、その順で合否を決めているということでございます。

○渡辺委員長 定員の考え方については、2月議会までの時点では検討途中のもので、定数を同じにするか、それともそういう男女による縛りを外すのかということについては、引き続き検討する話であると説明を聞いてきましたが、これが最終結論ですか。

○児玉高校教育課長 この件につきましては、先ほど申し上げましたが、この場の意見をもとに6月の定例教育委員会に付議いたしまして、7月の公表に向けて検討をしてみたいと思うんですが、今後も推移を見ながら、さらによりよき方法の検討を続けるということになります。

○渡辺委員長 よしあしを語っているとか、これを変えるとか何とかを言っているんじゃないかと、2月議会までの時点では、本来あるべき姿はどこかということも含めて、まだ議論をしているさなかだと、とりあえず今年度の入学募集については、期日が迫っているんで、同数という考え方で行かしていただきたいんだという説明を今まで受けてきていましたので、それと変わらない、今年度のことをあくまでも決めたに過ぎませんという話なのか、それとも、未来永劫とは言いませんが、一定期間こういう考え方でいきますという方針なのかを確認したかったんです。

最後にしたいので、一言だけ申しますが、今の御説明を聞いていると、男女同数にする理由は、施設上の制約があるから男女同数、部屋を男女同数で配置するしか、寮という施設上の制約があるからそうしかできません、という理由

で男女同数にしますと聞こえるんですね。

実際、今の課長の御答弁を聞いてもそういうことだと理解しますし、それを一概に悪いと言っているわけではなくて、そうであるならば、ここできちんと考え方を示す中で、そのことをうたうべきじゃないのかなと、私は強く思うんです。

そのこの部分は、寮教育と学校教育が両輪だという言い方だけで済ましてしまっていて、さもという言い方はしませんけれども、ここで考えている教育理念を実現するためには、男女同数の定員にしないと、それが実現できないからこうしますという理由のつけ方は、今まで議会からも指摘を受けてきた問題の本質とちょっとずれているんじゃないのかなという気がします。

いろいろ考えて、今まで理屈もなく男女別の人数だったことに課題があると教育委員会はお認めになってきたわけですから、その上でどうするかと考えたときに、男女同数という一つの理屈を、施設上の制約もあるから、そういう結論を出しますというのが、県民の皆さんにもきちんと理解が得られる説明の仕方ではないのかなと感じます。ここは意見にとどめたいと思いますので、一言だけ申し上げまして、発言を終わらせていただきます。

○日隈教育長 五ヶ瀬中等教育学校については、結論としては、男女同数の教育を行っていきたいという考えがあって、寮の制約も確かにありますけれども、それは一定改善して、当面は男女同数の教育をここで実施していきたいというのが基本的な考え方でございます。

寮の制限があったから、男女同数の教育を行うということではありません。

○渡辺委員長 あえて、教育長から御発言があったので、もう一度確認だけしますが、今までの

男女別数であったことについては、今回、五ヶ瀬中等教育学校は教育理念が変更になったので、こういう新しい方針になったとおっしゃられますか。そこがちょっとすっきり整理されないの、あえて、ここだけもう一回確認をします。

○日隈教育長 五ヶ瀬中等教育学校については、当初、男子のほうが多い数でスタートしてきたわけなんですけれども、基本的には、学校教育と寮教育を両輪としてやっていきたいということを進めてきたという、これは繰り返し言ってもあれですけれども、この中で、男女の問題がやはり大きく社会問題ともなっている中、今後どうしていくかを、真摯に議論したところ、我々としては、やはりこの学校教育と寮教育をやっていく、そして、この中で寮教育を朝な夕な一緒に生活をしながら、全人的な教育もやっていきたい、あるいは切磋琢磨する、そこでたくましい人間をつくっていききたい、そうしたときに男女同数でやっていきたいと思いますということで、今回改めましたということで御理解いただいても結構だと思います。

○渡辺委員長 わかりました。ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、その他で何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上をもって、教育委員会を終了いただきます。お疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午後2時44分休憩

午後2時49分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

次に、採決についてであります。申し合わせにより、委員会最終日に行うことになっております。

あさって、21日に採決を行います。再開時間を午後1時30分としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他、何かございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 以上をもちまして委員会を終了いたします。

午後2時50分散会

令和元年6月21日(金曜日)

午後1時27分再開

出席委員(7人)

委員	長	渡	辺	創
副委員	長	安	田	厚生
委員		蓬	原	正三
委員		井	本	英雄
委員		濱	砂	守
委員		有	岡	浩一
委員		日	高	利夫

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課主幹	関	谷	幸	二
議事課主任主事	三	倉	潤	也

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

まず議案の採決を行います。採決の前に議案につきまして賛否も含め御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。必要に応じて休憩もとりますけれども、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、ありませんので、議案の採決を行います。

採決の方法についてですが、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、一括して採決をいたします。

議案第1号、第6号及び第15号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よって、各号議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告の骨子についてであります。委員長報告の項目及び内容について御意見等はありませんでしょうか。

暫時休憩いたします。

午後1時28分休憩

午後1時29分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、皆様の御意見等を参考にしながら、正副委員長に御一任をいただくということで御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査につきましては、閉会中の継続調査といたしたいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

暫時休憩いたします。

午後1時30分休憩

午後1時35分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

7月25日の閉会中の委員会につきましては、正副委員長一任とすることで御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、県外調査の調査先につきましては、正副委員長に御一任をいただくということで御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのようにいたします。

その他、何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上で委員会を終了といたします。

午後1時36分閉会

署 名

文教警察企業常任委員会委員長 渡 辺 創